

知的障害者における
森林体験活動の向上に関する基礎的研究

2013. 9

岩手大学大学院
連合農学研究科
生物環境科学専攻
(岩手大学)
佐藤孝弘

目 次

序 章	1
1. 研究の背景	1
2. 研究の対象と目的	2
3. 研究の方法	3
第1章 知的障害者における余暇活動の社会的背景	6
1. 知的障害者福祉制度の変遷	6
2. 知的障害者の余暇活動の現状	9
3. 森林を活用した余暇活動	10
4. 小 括	11
第2章 知的障害者の余暇活動に関する既往研究	16
1. 関連学問分野における既往研究	16
1) 既往研究の収集	16
2) 社会福祉・教育・リハビリテーションの分野	16
3) 森林科学・造園学・園芸学の分野	19
2. 小括	20
1) 既往研究の総覧	20
2) 既往研究と本研究との関連	22
第3章 知的障害者の余暇活動・森林活動へのニーズ	26
1. 障害者施設が求める森林活動のニーズ	26
2. 小 括	37
第4章 知的障害者の利用を踏まえた森林総合利用施設の空間評価	40
1. ROSモデルによる要配慮区域の抽出	40
2. 多変量解析による散策路の分類・評価	51
3. 小 括	63
第5章 施設職員から見た知的障害者に望ましい森林体験活動	67
1. 多変量解析による森林体験活動への評価基準の抽出	67
2. 形態素解析による知的障害者への配慮事項の抽出	81
3. 小 括	85

第6章 森林体験活動時における知的障害者のコミュニケーションの特徴	88
1. 森林体験活動時におけるコミュニケーションの特徴	88
2. 健常者と知的障害者の活動比較による配慮事項の検討	94
3. 小 括	102
第7章 森林体験活動プログラムおよび作成教材の検討	104
1. 作成プログラムの事例	104
1) プログラム作成の経過と構成	104
2) 散策を主体とした活動	104
3) 創作活動・山村生活の体験を主体とした活動	105
4) ゲーム・スポーツの要素を取り入れた活動	106
2. 小 括	107
終 章	109
1. 知的障害者の森林体験活動の向上を図るための留意点	109
2. 今後の課題	112
謝 辞	114

序 章

本章では、第1節において、研究テーマである「知的障害者の森林体験活動」の背景として、近年の森林での余暇活動や知的障害者の現状について述べ、第2節で、研究の目的と対象、第3節で研究の構成を述べる。

1. 研究の背景

内閣府によると、我国の知的障害者の総数は54.7万人（在宅者：41.7万人 施設入所者：12.8万人）であり（内閣府, 2012）²⁾、人口千人当たりの人数で見ると約4人が知的障害を持つ人たちと見ることができ、また、近年においては知的障害者数の増加・重度化も指摘されている。

知的障害者は一般に「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」（厚生省, 1995）¹⁾とされ、知的機能と適応機能の障害が発達期に生じ、このために適切な社会生活を営むことに問題が生じる状況をいう。ここでいう適応機能とは、各人が属している文化圏で、各年齢に期待される個人的自立と社会的責任に応じた行動を示すことで、その領域は意思伝達、自己管理、社会的・対人技能等、多岐に渡る。知的障害者が社会生活において抱える課題は、適応機能の不全を原因とする生活場面への不適応症状である。このため、社会的自立に求められる事柄が全人的領域に渡り、各人の障害状況に応じた支援が継続的に求められる。身体障害・精神障害と知的障害との相違は、前二者が人生において期間の長短はあれども健常者としての生活経験を有し、これを基準とした自立生活の復元が可能であるのに対し、後者は先天的な適応障害であることから、周囲の人たちからの支援を通じ、生涯を通じて自分自身の生活の幅を広げながら自立を獲得していくことが求められることにある。

2001年にWHO総会で採択されたICF7(国際生活機能分類)においては、障害の問題は本人に帰結させるものではなく、社会環境を変化させて支援を進める視点から捉えるべきとされている。この考え方は、障害者本人に各自の障害の克服を求めるのではなく、社会の福祉的環境を整え、支援することで障害者本人の社会生活の可能性や範囲を広げようとする障害者観である。

我が国は森林に恵まれ、木材産業が活発であるほか、国土保全や水源涵養等の公益的機能への国民の意識も高まりを見せている。また、保健休養の場としての森林への要請も大きく、国民の健やかな生活を担保する地域資源としての森林の役割は重要である。これを基本に、地域生活を送る知的障害者の余暇資源として森林を評価し、望ましい形での地域生活への貢献のあり方について考察を進めることは、地域資源を活用した知的障害者の社会生活への参加・促進に寄与する可能性が高く、研究に値するものと考えられる。また、知的障害者の森林体験活動を進めるにあたっては、場としての森林だけで

はなく、森林にある様々な素材（動植物や事象、森林に由来する文化等）を伝える指導者やソフト（アクティビティ・プログラム・教材等）のあり方も非常に重要であるが、これらに関わる事例・情報も著しく不足している。

2. 研究の対象と目的

知的障害者に関わる施策は、それまで保護・隔離的性格であった姿勢を見直し、医療・教育・福祉・労働等の関係機関による連携を通じ、地域生活や社会参加を促すことを目指すものに転換している。一方、森林や自然空間は、地形・自然条件が厳しく、施設整備においても自然改変を最小限に止めなければならない等の理由から、知的障害者が森林を体験し、楽しむための方策づくりが取り上げられる機会はなかった。

しかし、近年においては、「今後の森林の新たな利用の方向—21世紀型森林文化と新たな社会の創造—」（林野庁，1999）³⁾や「森林総合利用施設におけるユニバーサルデザインガイドライン」（林野庁，2000）⁴⁾など、森林林業行政においても、知的障害者を含む全ての人々の森林体験活動を促進する動きが現れており、そのあり方について検討を進めることが求められている。しかしながら、福祉行政との連携の事例が稀少である点から、知的障害者を対象とした森林体験活動の実践は端緒についたばかりであり、彼・彼女らへの理解と配慮事項に係る知見蓄積が急がれる状況にある。これらの点を踏まえ、本研究では、文献調査・社会調査・フィールドとなる森林での現地調査・知的障害者への森林体験の実践調査とその分析から、知的障害者の森林体験活動の社会的定着と地域資源としての森林の活用策について提言を行うことを目的とする。また、調査対象は以下に示すとおりである。

- 1) 知的障害者への理解を深めるための基底要因として、彼・彼女らを取り巻く社会的背景を知ることが非常に重要である。本研究では最初に、文献調査によって、知的障害者を取り巻く社会背景、知的障害者の余暇活動・森林体験活動に関する既往研究の状況について述べる。
- 2) 知的障害者が抱える障害の状況・社会生活における課題は多様であり、彼・彼女らが社会的に自立を果たすために急がれる事柄も多岐に渡ると予想される。そのような状況下、果たして、森林体験活動は福祉関係者から必要性を認められているのだろうか。こうした抑論的視点に立ち、福祉関係者の森林体験活動への意識を明らかにするため、障害者施設を対象とした調査から、森林体験活動に対するニーズの有無や具体的な要望を述べる。
- 3) 知的障害者の森林体験活動の場として重要な役割を有すると考えられる森林総合利用施設を対象とした現地調査から、知的障害者を含む障害者への配慮が求められる区域のゾーニングの試みと当該区域に設けられた散策路の評価を通じた、知的障害者の森林利用に求められる整備の方向性について述べる。
- 4) 知的障害者の森林体験活動の実施には、安全面への配慮を第一に、有している障害とそれに派生して生じる課題への配慮に基づく内容の企画立案が必要になる。また、

こうした作業は日常生活を共にする時間が長い施設職員からの意見・意向を踏まえることが必要不可欠である。本研究では、知的障害者との森林体験活動の実践時に、活動に同行した施設職員を対象に各体験活動への評価を継続してきた経過を有することから、当該データを分析し、知的障害者のための森林体験活動への評価基準と企画・立案に求められる配慮事項を述べる。

- 5) 森林体験活動を知的障害者と共に進めるには、彼・彼女らとコミュニケーションを図ることが求められる。活動の指導者は参加者である彼・彼女らと適切にコミュニケーションを図り、安全面に関する情報、森林に関する情報等を伝えなければならない。本研究では、知的障害者との森林体験活動の実践から得られた映像・音声データを対象とした分析を試み、森林体験活動時における知的障害者のコミュニケーションの特徴について述べる。
- 6) 活動のためのプログラムは、活動提供者側が意図する活動目的や具体的内容を計画的に配置したシナリオであり、安全で効果的な活動づくりに必要不可欠である。こうしたプログラムは健常者を対象とした森林環境教育活動では多様なものが存在するが、知的障害者への配慮を踏まえたものは非常に少ない。本研究では、知的障害者との森林活動の進め方への理解促進を目的に、知的障害者との森林活動の実践を通じて作成した活動プログラムの内容を紹介する。

3. 本研究の構成

図-1に本研究の構成を示し、これに基づき研究の方法を述べる。

知的障害者における森林体験活動の基底要因の一つとして、彼・彼女の余暇活動が社会的にどのように意義づけられているかを知る必要がある。また、この点には知的障害者を取り巻く社会的背景を確かめ、これを理解する必要がある。第1章では、これらを踏まえ、戦後の知的障害者福祉政策を振り返るとともに、その変遷における知的障害者のための余暇活動の位置づけについて述べる。

知的障害者を取り巻く社会の動きに影響を与える要因として、彼・彼女らの暮らしの実状や望ましい支援のあり方に係る研究動向の把握が必要不可欠である。また、森林や身近な緑に係る研究が知的障害者をどのように捉えて行われてきたかを理解することも、本研究の位置づけを明らかにすることや、知的障害者の余暇活動を考える上で重要と捉えられる。以上の点より、第2章では、障害者福祉・森林科学・造園学に係る既往研究を概観して、知的障害者の余暇活動に係る研究のこれまでの歩みを把握する。また、諸外国における知的障害者と余暇活動に関する研究についても概要把握を行う。

知的障害者が抱える課題は多様であり、置かれている状況により、森林体験活動が望ましい場合と必ずしもそうした貢献が望めない場合とが考えられる。第3章では、知的障害者の状況を踏まえ、抑論的立場から、知的障害者を含む障害者福祉サイドが森林体験活動を必要としているか否か、また、必要としているなら具体的にどのような配慮が求められるかについて、障害者施設を対象としたアンケート調査記録を基に、施設や施

設利用者の状況による要望の相違について述べる。

知的障害者にとって望ましい森林体験活動のあり方を探るには、活動フィールドとなる森林の状況、提供する活動の企画立案のあり方、知的障害者とのコミュニケーションの図り方を明らかにすることが重要となる。また、こうした知見に基づくプログラムの存在は、今後、知的障害者とともに森林活動を進めようと考えている人々に様々な示唆を与えるものと捉えられる。以上の点を踏まえ、第4～7章では、現地調査・知的障害者との活動実践から、知的障害者の利用を踏まえた森林総合利用施設の評価(第4章)、施設職員から見た知的障害者に望ましい森林体験活動(第5章)、森林体験活動時における知的障害者のコミュニケーション(第6章)、森林体験活動プログラムおよび作成教材の検討(第7章)について述べる。

終章においては第1～第7章での論述内容を総括し、知的障害者の森林体験活動の向上を図るための留意点と今後の課題を述べ、とりまとめを行う。

知的障害者における森林体験活動の向上に関する基礎的研究

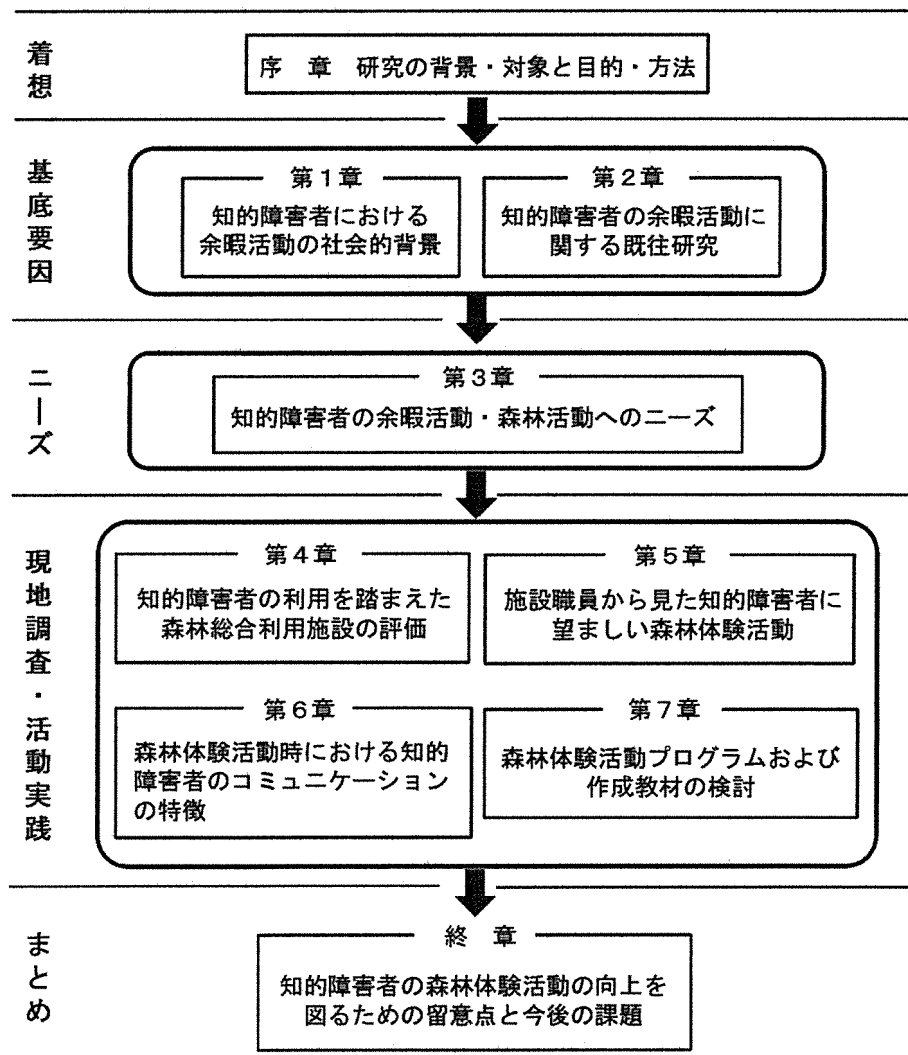


図-1 本研究の構成

引用文献

- 1) 厚生省(1995)知的障害児(者)基礎調査
- 2) 内閣府(2012)平成24年版障害者白書, 内閣府, 東京, 315pp.
- 3) 林野庁計画課(1999)「今後の森林の新たな利用の方向—21世紀型森林文化と新たな社会の創造—」の概要, 林野時報4月号:2-15.
- 4) 林野庁森林総合利用対策室(2000)森林総合利用施設におけるユニバーサルデザイン手法のガイドライン, 林野時報2月号:21-25.

第1章 知的障害者における余暇活動の社会的背景

知的障害者と森林体験活動というテーマを考究するにあたり、出発点として、両キーワード(「知的障害者」、「森林体験活動」)を取り巻く社会背景について理解を深めたい。これまで、前者は主として障害者福祉の分野において、後者は主に森林科学や観光・レジャー等の分野で取り上げられ、両者が接する局面が想定されることは極めて少なかった。しかし、「障害者福祉における知的障害者観の変化」・「森林の活用による余暇活動の量的・質的多様化」という2つの動きに視座を設けると、両者には接点が存在し、知的障害者の社会的自立や生活の質的な向上に森林体験活動も関与の可能性が見出されることが考えられる。

上記の点を踏まえ本章では、最初に、戦後の知的障害者福祉施策の変遷を振り返り、社会的視点から知的障害者が置かれている状況の変化を確認する。次に、知的障害者の余暇に関する研究・論述から彼・彼女らの余暇活動の実態や求められる社会的支援のあり方を述べる。そして、森林を活用した余暇活動の動きから求められる当該活動のあり方を述べ、最後の小括において、知的障害者と森林体験活動の接点・意義を述べる。

1. 知的障害者福祉制度の変遷

戦前期においては傷痍軍人への対策は充実していたが(廃兵院法(1906年)、軍人救護法(1917年)等)、障害者への特定の社会福祉制度は存在しなかった(山本ら, 2001)²⁶⁾。しかしながら、貧困対策として、障害による生活困窮者には、恤救(じゅつきゅう)規則(1874年)(家族・親族の世話が存在しない者が疾病や障害などにより生活困窮に陥った場合に米を支給する制度)や救護法(1928年)(不具廃疾・疾病・傷病、その他精神又は身体の障害により労務に支障のある者を支援する制度)が存在した。

第二次世界大戦直後は、敗戦による国家財政破綻と国民生活の貧困化、海外植民地等からの引き揚げ者の流入、戦争による傷痍軍人や一般国民の戦傷者の増大への緊急避難措置として、生活困窮者緊急生活援助要綱(1945年)、旧生活保護法(1946年)、身体障害者の収容授産施設の設置(1947年)等、戦後処理の一環として様々な福祉政策が講じられた。しかし、この時期は混乱を極める当面の問題への取り組みが主体で、障害者については収容保護による対策が中心であった。

1946年には日本国憲法が公布され、社会保障・生存権保障としての基本的人権の概念が確立した。これにより、それまで傷痍軍人に提供されていた国家保障が広く国民一般にも提供されることとなり、一般障害者への対策も国家による公的責任で成されることとなった。これを背景に障害者福祉に関する立法の必要性が高まり、我が国最初の障害者福祉に係る法律である身体障害者福祉法が1950年4月より施行され、救貧対策から障害者福祉対策が分離された。

一方、知的障害者に目を転じると、敗戦直後の我が国では、戦災孤児・浮浪児、貧困

家庭児の問題が喫緊の課題であり、当該課題への対処の必要性から児童福祉法(1947年)が成立した。児童福祉法における知的障害者関係対策は精神薄弱児施設の建設・設置のみで、この時期の知的障害者問題は知的障害児対策が中心であった。

こうした中、保護収容施策以外の地域福祉施策も始まり、1957年には精神薄弱児通園施設の制度化が進められた。このような中で精神薄弱児施設においては18才以上の障害者が増加し、児童施設の中に障害者が増える問題が顕在化することとなる。これは、知的障害児施設退所後の成人期障害者施設や地域での知的障害者福祉対策が存在しない点に起因しており、児童福祉法とは別に成人期の知的障害者対策を法制度化する必要性が生じた。こうした動きを受け、1960年には18才以上の知的障害者の収容施設を新たに制度化した精神薄弱者福祉法が制定され、1967年の法律改正によって、職業訓練を目的とする精神薄弱者授産施設と生活訓練を目的とする精神薄弱者更生施設の2つに分けられた。

障害者福祉政策において高度経済成長期とは、精神薄弱者福祉法が制定された1960年から国際障害者年(1981年)の間の20年間と位置づけることができる。この時期の特徴は、身体や知的といった障害の種類に応じた福祉施策が展開された点と入所型の施設を数多く建設していく施設推進政策(施設化政策)の展開から特徴付けることができる。特に、施設は障害児・者が一貫して過ごし、連続した療育を行う理想的な施設構想であり、この時期にはコロニーと呼ばれる巨大な施設群の建設が盛んに進められた。収容施設建設の意義は、障害者の地域生活の基盤が家族介護に依存していた当時において、家族介護に限界が生じた時を想定した親としてのやむを得ない要望であり、家族介護のセイフティー・ネットとして機能することが期待された点がある。収容施設の建設はこの時期に海外においても盛んに進められ、障害児・者の村として理想化されていった経過を有する。

しかし同時に、この時期には「ノーマライゼーション思想」によって、障害児・者を収容隔離するコロニー政策に批判が寄せられるようになり、後に、これら巨大施設の解体・廃止が進められることになる。ノーマライゼーション思想とは、今日の障害者福祉のあり方に大きな影響を与えた理念である。本理念は1950年代にデンマークのバンク・ミケルセン(Bank-Mikkelsen, N, E)が提唱し、スウェーデンのベンクト・ニイリエ(Nirje, Bengt)により広められたもので、「障害者の生活の条件をノーマルにすること」、「障害者の日常生活の様式や条件をできるだけ社会の主流となっている規範や形態に近づけること」と定義づけられる。そのための具体的指標として「プライバシーの保証」「家庭生活や社会との交流」「地域社会で異なった季節を経験する」等8項目が示され、これらが障害者の権利として保証されることがノーマライゼーション思想の実践的課題とされている(山本ら, 2001)²⁰⁾。

1976年の「障害者の権利に関する宣言」(国連採択)により、我が国の障害者福祉政策は転換期を迎える。同宣言では障害者の基本的人権(市民権、政治的参加権、医学的・

教育的・職業的・社会的リハビリテーションを受ける権利、経済的保障を受ける権利、社会的な活動への参加などの諸権利の保障が確認され、こうした実践を各国に求める内容であった。本宣言採択の後、国連はさらに、「完全参加と平等」を主題とした「国際障害者年」(1981年)、各国がとるべき障害者施策のモデルを提示した「障害者に対する世界行動計画」(1982年)、行動の具体化を各国に求めた「国連・障害者の10年」(1983～1992年)を採択・決議し、障害者の権利の保障に係る動きが世界的に活発化することとなった。我が国は国際障害者年から始まった国連によるキャンペーンを強く受け入れた国の一つであり、知的障害者福祉においてはノーマライゼーション思想の浸透による収容施設の整備政策から在宅福祉政策・地域福祉政策への転換が進められた。

国際障害者年(1981年)を契機とした障害者福祉制度の動きは、さらに、ノーマライゼーションや自立の理念の顕在化へと波及し、「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略～」(1995年)をはじめとする「地域自立生活」の支援や「社会参加」を促進する方向で進められることになる。障害者プランは国の障害者基本計画である「障害者対策に関する新長期計画」(1995年)の具体化のため、重点施策実施計画として策定され、ライフステージの各段階において全人間的復権を目標とするリハビリテーションの理念と、障害のある者が障害のない者と同等の権利を有し、差別されることなく活動できる社会を目指すもので、①地域で共に生活するために(住まい・働く場・必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制の確立を図る)、②社会的自立の促進(障害の特性に応じた教育体制の確保と適性と能力に応じ可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加することができるような施策の推進)、③バリアフリー化の促進(道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去)、④生活の質の向上(障害者のコミュニケーション、文化、スポーツ、レクリエーション活動等、余暇活動を楽しむことのできるようなソフト・ハード面の条件整備等を推進する)、⑤安全な暮らしの確保(地震・火災・水害・土砂災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築と防災のための基盤づくりを推進)、⑥心のバリアを取り除く(多様な行事・メディアを通じた啓発・広報の積極的展開による障害者への理解の深化、差別偏見を助長する用語や資格制度における欠格条項の見直し)、⑦我が国にふさわしい国際協力、国際交流施策等の展開(アジア各国を対象に、我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や障害者施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を深める)の7つの視点が掲げられた。

障害者プラン策定の意義は、大きく次の三つに整理することができる。第一に、1995年度から実施されている、高齢者施策(新ゴールドプラン)、児童家庭対策(エンゼルプラン)に加え、障害者プランがスタートすることにより、保健福祉施策等における主要施策での具体的目標が明確化し、保健福祉施策全般を計画的に推進することが可能となったこと。第二に、グループホーム・福祉ホームの整備、ホームヘルパーの増員等、知的障害者の生活支援に係る基幹事業を国および地方公共団体が一体となって取り組

む体制づくりが可能になったこと。第三に、関係省庁が一体となって取り組みを進めることにより、障害者の生活全般にわたる施策が横断的、総合的に充実されることである。

続く、「新・障害者プラン」(2002年)では、施設サービスの再構築として、「施設から地域生活への移行推進」、「施設の在り方の見直し」が明記され、制度・政策によって脱施設化・地域生活移行の実現化に向けて積極的に取り組んで行く姿勢が示された。我が国の知的障害者の支援の在り方を「地域生活自立支援」に実質的に転換する契機となった法改正は、社会福祉基礎構造改革の流れのなかの「知的障害者福祉法改正」(2000年)である。法改正による法の目的が従来の「保護」「更生」から「自立」と「社会経済活動への参加」に変わり、「終の棲家」としての保護的な援助を長期にわたって受けていた知的障害者が個人としての尊厳をもって主体的に生活するために「地域移行」が実質的な検討課題となってきた。近年では「障害者自立支援法」(2006年)の制定に伴い、施設入所者数の7%以上を平成23年度までに削減して施設入所からのグループホーム、ケアホームへ移行」を推進する内容が社会保障審議会より提示され、知的障害者の「地域移行」を促進する方向性が求められている。

2. 知的障害者の余暇活動の現状

我が国の障害者政策は、「リハビリテーション」の概念(ライフステージの各段階において全人的復権をめざす)と「ノーマライゼーション」の理念(障害をもたない者と同等に生活し、活動する社会をめざす)を踏まえ、「完全参加と平等」の目標にむけて進められてきた。その中で、1993年の内閣府による「障害者対策に関する新長期計画」において、スポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会の確保が一つの領域として明記された。本計画における施策の基本的方向においては、活動参加を通じた社会参加の促進、生活の質的向上、健康増進への有効性が示され、積極的な振興の必要性が示されている。また、これを契機に活動推進に関わる取り組みは活発化しており、現在では、全国各地でのスポーツ大会、障害者によるコンサート、舞台芸術公演、展覧会等が開催されている(内閣府, 2011)¹⁵⁾。

ノーマライゼーション思想の広まりを背景に、我が国の知的障害者に関わる施策は地域生活の充実や社会参加の機会拡充を目指すものに変化した。しかし、知的障害者の余暇活動に関わる論述は、こうした動きが顕在化する以前より見られ、それらにおいては、余暇時間の充実の必要性・重要性とともに、余暇時間を適切かつ建設的に消費する参加機会の不足が指摘されている(Calder・中西, 1972; Baker・新井, 1972)²⁾⁷⁾。例えば、知的障害者の余暇時間の過ごし方を、知的障害者・健常者である学生・学生の両親の三者を対象に比較検討した米山(1998)²⁷⁾の調査によると、①平日の余暇時間が長いのは知的障害者と学生である、②知的障害者では「趣味や娯楽」とする回答も多かったが、音楽鑑賞等の受動的な活動が主体である、③連休期間や夏休み等では、学生は遊園地・ドライブ・帰省・国内旅行、学生の両親は、テレビや音楽鑑賞・趣味活動、知的障害者では帰省と国内旅行が多い、④快適な余暇を過ごす条件では、学生は余暇のためのお金、

両親は指導者の不足を指摘していたのに対し、知的障害者は仲間・場所・指導者の不足を指摘していた点を示し、知的障害者の余暇時間は長いにも関わらず、地域における活動の場、同じ目的を持つ仲間、援助者が不足していることを指摘している。

また、松山が実施した自閉症者への余暇支援に関する調査(松山, 2012)¹³⁾からは、余暇活動の支援においては、①本人の意向を踏まえ、各個人に応じた支援を進めること、②自主的に余暇活動に取り組めるよう支援を行うこと、③地域資源を活用し、余暇活動の幅を広げることの3点が重要視されるが、特に3点目の地域資源による支援を考える余裕がない状況にあることが示されている。そして、このような状況への対応には余暇活動を充実させるための地域ネットワークの形成等、国や地域社会における政策レベルの対応が求められる点が指摘されている。

先に示した国の施策レベルにおける知的障害者のスポーツ・文化活動は端緒を迎えたところであり、全ての知的障害者が余暇時間を使ってこうした活動に参加を図るには、さらなる取り組みが必要と考えられる。特に、知的障害者の参加が可能となるような環境づくり(活動のための場づくり・同じ活動を志向する仲間・活動の指導者や支援者の育成)が求められるとともに、取り組みを運営するための組織体制等の充実を図ることが必要不可欠となる。また、知的障害者の地域生活の充実という視点からは、地域における資源(場所や人材等)を活用した余暇活動の支援体制の構築が求められる。

3. 森林を活用した余暇活動

我が国の森林での余暇活動に関する施策は1967年の自然休養林の創設を契機に本格化し、これ以降、緑への国民的要求の高まりを受けて展開され、余暇時間を森林で過ごす活動の社会的定着が進んだ。森林での余暇活動は主として国有林や都道府県有林を舞台に提供されるが、それらの実施意義には良質な活動享受の機会を確保する公共的観点のみならず、収入・収益確保の性格も色濃く、大規模なレクリエーション地域の創出と収益確保に係る取り組みが盛んに行われた(大田, 1997)¹⁷⁾。

当該施策は各時代の政策・世情の影響を受けながら継続されてきたが、近年では、それまでの施設単独利用型(スキー場・ゴルフ場等)から、交流・協働・環境保全型(エコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズム、森林セラピー等)へと変化し、施設を拠点としたものから協働・環境保全・癒しをキーワードとした体験活動への転換が進んでいる(あいち海上の森大学放送局, 2012)¹¹⁾。これらによってもたらされる心理的経験とそれに伴う効果・効用は、情操面の涵養や高齢者を中心とした保養・リハビリテーション等、医療・福祉的側面への貢献が期待され、実際に、研究の題材として取り扱われる事例も見られる(太田ら, 2003 上原, 2002a 上原, 2002b)¹⁹⁾²⁴⁾²⁵⁾。近い将来、こうした形態での森林の利活用は、これまでの収入・収益確保とは異なる視点での展開も必要性が高めることが考えられる。なぜなら、受益者となり得る人々の中には、高齢者・障害者のように自立(身辺自立、経済的自立等)に課題を抱え(楨, 2008)¹⁰⁾、先に示したような収益事業を通じたサービス提供の対象者(即ち、社会生活において自立している人々)とはな

り得ない立場の人々も多く含まれるためである。

塩谷(1998)²¹⁾は法律学の立場から、国有林野事業における「公共性」の概念を「国民的公共性」(社会的に平等ないし不公正の是正や基本的人権を維持・擁護する本来あるべき公共性)と「国家的公共性」(国家経済発展を目途とした公共性)に大別し、今後の国有林野事業においては、国家的公共性への偏重を是正し、自然環境の保全等を通じた環境権・自然享受権の保障を目途に、国民的公共性の観点に立った森林の利活用のあり方を探ることの必要性を指摘している。これを踏まえて近年の森林での余暇活動の質的变化をみると、収入・収益確保の視点から捉えた取り組みのみならず、公共性の視点からのアプローチによる取り組みを進めることが求められる。

我が国は森林に恵まれ、木材産業が活発に営まれているほか、国土保全や水源涵養等の公益的機能への国民の意識も高まりを見せている。また、保健休養の場としての森林への要請も活発であり、国民の健やかな生活を担保する地域資源としての森林の役割は大きい。従って、地域生活を送る知的障害者のための資源としての森林のあり方を見直し、望ましい形で貢献のあり方について考察を進める必要性が高いと考えられる。

3. 小括

1) 余暇活動を通じた「知的障害者」と「森林」の接点

知的障害者を取り巻く社会的な動きは、①敗戦直後の精神薄弱児施設の建設・設置、②障害児・者が一貫して過ごし連続した療育を行う施設推進政策(施設化政策)の展開、③ノーマライゼーション思想の広まりを背景とする在宅福祉政策・地域福祉政策への転換、④地域生活・社会参加を重視した生活領域全般への支援体制の構築へと移り変わっている。こうした動きに呼応し、近年は、多くの知的障害者の生活を地域に移行し、彼・彼女らが自ら選択して、日常生活を送ることができる場面の拡大を図るための取り組みが進められている状況にある。

知的障害者の社会的自立においては、これまでは、労働(就労)や医療・福祉(早期の障害認定・保健衛生・健康)の視点からの支援体制の充実が主体であったが、社会参加や地域生活のさらなる充実を図る視座においては、これらに加えて、建設的で良質な余暇時間をどのように知的障害者に過ごしてもらおうかという点も重要な命題になりつつある。知的障害者の余暇活動の支援にあつては、各個人に応じた支援、自主的な取り組みへの支援、地域資源の活用が重要視されるが地域資源の活用による支援については未だ課題を抱えている状況にある。

森林はこれまで、林業のような木材生産活動の場として、あるいは、自然とのふれあいを主体としたレクリエーションの場として、また、多様な体験活動を通じた教育活動の場としての活用が図られてきた。生産活動の場である点や地形地理的な条件等を理由に、これまでは、知的障害者との接点が模索されることはなかったが、健常者と差異のない充実した地域生活を創造するとして命題を解決するには、「地域に広がる森林を知的障害者の余暇のためにどのように活用するか。」とする視点からの実践や取り組み、

研究等が必要と考えられる。また、こうした研究のみならず、地域の森林に関わっている森林林業行政等も地域のネットワークの一端を担い、森林の保健機能の受益者としての知的障害者の存在を意識し、望ましい余暇活動の提供のあり方を共に考えていく必要が高いと考える。

2) 知的障害者との森林体験活動の具体的方策

児童生徒を対象とした森林での教育活動は、指導者・体験者・フィールド・プログラムで構成される(大石, 2001)¹⁸⁾。ここに示された要素を踏まえ、知的障害者との森林活動に求められる事柄を述べる。

まず、指導者については、健常者への森林環境教育においては森林ボランティア団体、林業従事者(森林経営者・森林組合)、大学教員・研究者等、校外の専門家が指導する形が大半である一方、森林環境教育の普及のためには教師自らが指導者となることが重要(広嶋ら, 2006)⁶⁾との認識が示されている。その理由として、教師は教育に係る専門的な知識技能を有していることから、活動内容を教師自らが立案し、実践した方が効果を高められる。また、教師は児童生徒と日常を過ごしており、彼らとの意思疎通を図りやすい点も重要な要素である。一方、知的障害者の場合には、彼らの活動を支援する人々(障害者施設の職員等)が存在する。こうした人々は、「対人援助サービス従事者」と呼ばれ、基本的に疾患や障害・発達に関する問題を抱えた人々に対し、受容的・共感的態度をベースとしながら、対人援助のための専門技術を提供する(森本, 2006)¹¹⁾ことを職務としている。このため、その専門性を考慮すると知的障害者への森林活動は、現状においては森林・林業について専門的知識を持つ外部の専門家が担うことが適切と考えられる。

次に、体験者である知的障害者についてであるが、彼らが抱える課題は適応機能(意思伝達、自己管理、社会的・対人技能等)に障害を持つことである(堅田ら, 1998)⁸⁾。中でも、意思伝達や社会的・対人技能の基本となる他者とのコミュニケーション能力の未発達性は大きな課題であり、知的障害者のコミュニケーションをテーマとした研究事例も多い(藤野, 2009 高野ら, 2010 高橋, 2011 小林ら, 2013)³⁾⁹⁾²²⁾²³⁾。教育的活動の成立において、コミュニケーションは根幹的な要素となるが(波田野, 1990 榊蔵, 1992)⁴⁾¹²⁾、知的障害者は一般に、言語を理解する能力に比較して言語を表出する能力の発達が緩やかなため(堅田ら, 1998)⁸⁾、指導者・体験者間のコミュニケーションを介した意思疎通に問題が生じやすいことが想定される。また、コミュニケーションが円滑に行われないことに起因し、活動の各場面において臨機に配慮が求められる事柄が生じることも予想される。

さらに、フィールドとなる森林は活動への参加者(体験者・支援者)の安全性を第一に考慮するとともに、そこに存在する森林の素材・事象との関わりが効果的に行われることが求められる。森林は都市環境とは異なり、地理・地形的な条件や自然環境によってもたらされる微地形レベルでの変異・変動も頻繁であり、障害者の自由な行動を妨げ

る要因になり得る。こうした点は直感的に身体に障害を持つ人たちにとって切実と考えられるが、知的障害者にとっても同様の重要性をもって捉えられなければならない。一般に、知的障害者の運動能力は四肢・体幹の関節に麻痺等の異常がなければ可動域は健常者と変わらない。しかし、知的障害者も運動能力に課題を抱えていることが指摘されており(奥住ら, 2008 平田ら, 2010)¹⁶⁾⁵⁾、フィールドが障害者の行動に支障がないよう配慮されていることは、身体障害者と同様に重視されるべき問題である。

最後にプログラムについて述べる。プログラムに類似した概念として「学習指導案」がある。これは、教師(授業者)が計画段階において学習者にどのような学習を成立させるのかを示したもので(峯, 2007)¹⁴⁾、授業の目的・内容・資料・方法等で構成される。また、社会教育、生涯教育・生涯学習の観点からは「学習プログラム」と呼び、森林環境教育で用いられている「プログラム」も学習指導案と共通する部分が多い。佐藤(2001)は森林環境教育活動のためのプログラムを指導案形式で示すことの有用性を述べ、構成要素として、タイトル・実施場所と時期・目的・教材や物品・対象年齢・注意事項・活動の進め方を盛り込むべきとしている(佐藤, 2001)²⁰⁾。峯(2007)、佐藤(2001)に共通するのは、活動の目的や内容の背景にある対象者の特性・教材の特徴・実施場所の条件等への十分な理解のもとにプログラム(学習指導案)の構成を進める点である。健常の児童生徒を対象とした活動と比較し、知的障害者を想定したプログラムでは対象者への配慮事項の重要性が高いため、こうした視点に立ったプログラムの作成が求められるよう。

これまで述べた点をまとめると、知的障害者を対象とした森林での活動は、①現状においては、指導者は森林林業に係る知識を有した外部の専門家が担う、②知的障害者との活動では、特にコミュニケーションについての配慮が必要となる。③運動機能に課題を有する知的障害者が多いことからフィールドの状況への理解が求められる、④プログラムの設計においては、対象者の特性・教材の特徴・実施場所等を重視した内容構成が求められる、の4点が特徴と考えられる。指導者となる森林林業の専門家は障害者に接した経験が豊富であるとは限らず、その上で、体験者である知的障害者と向き合うこととなる。体験者に係る情報は、彼らを日常的に支援している施設職員等から得られるが、森林の中で過ごす場面を細かく想定したものは期待できない。このため、知的障害者の森林内での様子や求められる配慮事項に係る知見を踏まえたプログラムを開発することにより、指導者・体験者・支援者にとって参画しやすい森林活動をつくることが可能になる。

引用文献

- 1) あいち海上の森大学放送局HP, (<http://www.mu-academy.jp/daigaku/index.aspx>). 2013年5月現在.
- 2) Charles. Baker・新井由紀 訳(1972) Therapeutic Recreation for Exceptional Children, 障害児のための治療を目的としたレクリエーション, リハビリテーション

ン研究 5:12-16.

- 3) 藤野 博(2009) AACと音声言語表出の促進—PECS (絵カード交換式コミュニケーション・システム)を中心として—, 特殊教育学研究, 47(3), p155-162.
- 4) 波田野完治(1990) 学ぶ心理・教える心理, 小学館, 東京, 406pp.
- 5) 平田正吾・奥住秀之・北島善夫・細淵富夫・国分 充(2010) 速さと正確性から見た知的障害者の運動行為遂行の特徴, 学校教育学研究論集(21), p61-70.
- 6) 広嶋卓也・山本清龍・田中延亮・芝崎茂光・堀田紀文・坂上大翼(2006), 富士山を題材とした森林教育プログラムの開発, 実践と効果把握. 日林誌, 88(3), pp160-168.
- 7) Jean. E. Calder・中西正司 訳(1972) Recreation for the Disabled -Changing Dimensions-, 障害者のレクリエーション—変わりゆくその局面—, リハビリテーション研究 5:12-16.
- 8) 堅田明義・梅谷 忠勇(1998) 知的障害児の発達と認知・行動, 田研出版, 東京, 207p.
- 9) 小林久範・平澤紀子・沖中紀男・湯本純子・山 久利乃・伊佐地 薫・脇坂悠衣・井川由佳子(2013) 特別支援学校における自閉症児に対する要求言語行動の指導機会に関する検討—行動連鎖が確立した活動における教師の支援の見直しから—, 特殊教育学研究, 50(5), p429-439.
- 10) 慎 英弘(2008) 自立の概念と構造, 四天王寺大学紀要第 46 号:85-107.
- 11) 森本寛訓(2006) 医療福祉分野における対人援助サービス従事者の精神的健康の状況と、その維持方策について、—職業性ストレス研究の枠組みから—, 川崎医療福祉学会誌, Vol. 16No. 1, p31-40.
- 12) 梶蔵千恵子(1992) 生徒のコミュニケーションにおける自発性を引き出すための教師の効果的なアプローチについて—INREAL 適用による実践分析—, 特殊教育学研究, 29(4), pp91-98.
- 13) 松山郁夫(2012) 障害者支援施設における自閉症者に対する余暇支援の有効性—生活支援員に対する質問紙調査を通して—, 佐賀大学文化教育学部研究論文集, 佐賀大学文化教育学部, Vol. 16(2):123-132.
- 14) 峯 明秀(2007) 社会科学習指導案の構成要素, 大阪教育大学教科教育学会教科教育学論集 7 巻:pp3-8.
- 15) 内閣府(2011) 平成 23 年版障害者白書, 内閣府, 東京, 300pp.
- 16) 奥住秀之・國分 充・平田正吾・田中敦士・葉石光一・牛山道雄・橋本真規・北島善(2008) 知的障害者の歩行速度に関わる要因の検討, Equilibrium Res, Vol. 67(3):200-204.
- 17) 大田伊久雄(1997) 国有林におけるレクリエーション事業の日米比較研究, 京都大学生物資源経済研究, p29-58.
- 18) 大石康彦 (2001) 森林体験の実践と可能性, 森林科学 31, pp2-8.
- 19) 太田冴子(2003) 秋田県の山村における「心の健康づくり対策事業」の現状と課題, 第 114

回日林学術講.

- 20) 佐藤孝弘(2001) 森林教育プログラムのつくりかた, 光珠内季報 No. 121:1-5.
- 21) 塩谷弘康(1998) 国有林の「公共性」と法制度上の課題, 林業経済 51(2):5-7.
- 22) 高橋眞琴(2011) 重度・重複障害のある子どもに対するピア・モデルに基づく学習の効果—運動感覚とコミュニケーションに焦点をあてて—, 特殊教育学研究, 49(4):339-350.
- 23) 高野美由紀・有働眞理子(2010) 養護学校の教師発言に含まれるオノマトペの教育的効果, 特殊教育学研究, 48(2):75-84.
- 24) 上原 巖(2002a) 21世紀の森林から福祉・医療を考える 市民グループ活動としての「森林療法研究会」の萌芽(1), 現代林業 (436):52-55.
- 25) 上原 巖(2002b) 21世紀の森林(もり)から福祉・医療を考える 市民グループ活動としての「森林療法研究会」の萌芽(2), 現代林業 (437):46-49.
- 26) 山本 誠、星野政明、増田樹郎(2001) 障害者福祉論—自立と権利の確立をめざして—, 黎明書房, 東京, 257pp.
- 27) 米山岳廣(1998) 知的障害者の文化活動—社会参加を促進するひとつの方法—, 文化書房博文社, 東京, 146pp.

第2章 知的障害者の余暇活動に関する既往研究

本研究に関連する学問分野としては、社会福祉学・教育学・リハビリテーション学(理学療法・作業療法等)・森林科学・造園学・園芸学に関わる分野が想定される。本章では、これら分野を「社会福祉・教育・リハビリテーションの研究」と「森林科学・造園学・園芸学の研究」に大別し、各分野において取り組まれてきた知的障害者の余暇活動、森林体験活動等に関わる研究を概観する。また、小括の項目において、これら既往研究で取り上げられている研究の方向性と得られた知見を総覧するとともに、本研究との関連を述べる。

1. 関連学問分野における既往研究

1) 既往研究の収集

社会福祉学において知的障害者の生活の考究は重要な研究テーマであり、ノーマライゼーション思想が日本にもたらされた1970年代には知的障害者の余暇活動をテーマとした研究・論述が認められる。また、教育学の分野では、敗戦直後より始められた障害児教育に呼応する形で知的障害児の学校・家庭生活に関わる研究が進められている。さらに、セラピューティック・レクリエーション(疾病・障害を有する者への治療サービスやレクリエーションサービスの実践を通じて疾病や障害の回復・緩和・復元を目指す取り組み)の広まりから、近年では、リハビリテーション学においても知的障害者の余暇、レクリエーションを取り扱った研究が見られる。

一方、森林科学においては1982年に林野庁によって提唱された「森林浴」の国民への定着と森林浴がもたらす心身の健康への効果を実証する研究が始められており、その中には知的障害者と森林体験活動との関わりをテーマとした研究が認められる。同様に、造園学の分野においても、身近な緑環境の人々の健康への貢献の視点から、全ての人々が利用しやすい緑地や公園環境づくりのための方策を探求する研究が進められている。また、園芸学の分野においては園芸作業を一種の作業療法として位置づけ、これを体系化した「園芸療法」が人々の健康にもたらす効果を検証する研究が進められている。

本章ではこれら研究分野に関わる研究論文を収集し、「社会福祉・教育・リハビリテーション」の分野、「森林科学・造園学・園芸学」の分野に分けてその内容を概観する。また、海外において取り組まれている「知的障害者」「レクリエーション」「レジャー」「余暇活動」をキーワードとした研究事例も併せて概観する。

2) 社会福祉・教育・リハビリテーションの分野

社会福祉・教育・リハビリテーションの研究においては、①余暇活動支援のシステム(仕組み・予算・人材・政策等)をテーマとした研究、②余暇活動への作業療法導入とその効果をテーマとした研究、③教育現場における余暇活動に関する研究が認められた。

①に関わる研究では、対象となる知的障害者並びにその家族からの余暇時間の実情

の収集（アンケート調査・聞き取り調査等）、各者の障害状況や生活環境等と余暇実態の関連性の検討、知的障害者の余暇活動の改善策の検討・提示を試みた研究（細谷, 2008 今井, 2011）⁷⁾⁸⁾、高齢の知的障害者の社会とのつながりや統合プログラムに関する研究（Bullock CC. et. al, 1991 Burgess, 1985 Keller, 1991 Glausier. et. al, 1995）¹⁾⁹⁾¹⁴⁾²¹⁾等、余暇活動の受益者である各知的障害者の生活や社会的な位置づけの評価や先進的取り組みの動向の精査から、知的障害者の余暇活動の改善に関する提言を試みる研究が見られた。

また、知的障害者の生活は障害者福祉政策との関連性が非常に強く、余暇活動も例外とはいえない。このため、知的障害者の余暇生活の実態と政策との関連性を探究することは知的障害者の余暇活動に関する研究における重要な切り口となる。こうした視点からの研究としては、Aitchison, 2003²⁾、狩谷, 2005¹¹⁾が挙げられる。前者においては、障害者に関わる分野とレジャーに関わる分野の研究レビューから、両分野における余暇活動の捉えられ方や役割の重要性を示すと共に、国や地方自治体の政策レベルで解決を図るべき課題についての指摘を試みている。一方、後者の研究は、スウェーデンにおける余暇政策の内容分析から、余暇に関わる法的整備の充実、支援組織と障害者団体との連携の緊密性、国等の経済的支援の状況を示し、日本の施策に求められる点を述べている。また、Burns は、地方・地域に在住する障害者のレクリエーションやレジャー活動に関する知見・情報の不足を踏まえ、機能回復を目指すリハビリテーションと戸外等で活動する余暇活動の質的相違・複雑性を根拠に、障害によって生じる様々な障壁・制約を考慮したサービス提供の計画策定や障害者の視点・視線の理解を踏まえた活動実践が求められる点を指摘している（Burns. et. al, 2009）²⁰⁾。

②に関わる研究では、余暇活動への作業療法の導入・効果に関する研究では、セラピューティック・レクリエーションの概念・内容とアメリカでの実践事例を報告した長谷川らの研究（長谷川, 2007）⁴⁾、施設での日常の療育に園芸活動を取り入れた場合の利用者への効果を述べた嶋谷らの研究（嶋谷ら, 2011）²²⁾、知的障害児の教育現場における音楽療法の実践と効果について述べた平井の研究（平井, 2012）⁵⁾、写真撮影と自ら撮影した写真を通じた他者とのコミュニケーションの変容をテーマとした林らの研究（林, 2011）¹³⁾、自閉症児への料理活動の実践とその効果を述べた若松らの研究（若松ら, 1998）³⁴⁾がある。これらの研究においては、障害を持つことによって制限が生じている余暇活動の充実（QOL (Quality of life) の向上）、将来の自立生活の構築（余暇時間の自立・趣味の獲得）を目標に、多様な体験の導入によって適応機能を獲得していく対象者の様子が述べられるとともに、余暇活動を日常的に支援する人材の確保・育成や地域との連携を踏まえた活動推進の必要性が指摘されている。また、レクリエーションとは異なる障害者スポーツの観点から、実施意義・実施状況・課題について述べた陶山の論述においては（陶山, 2006）²³⁾、障害者スポーツを医療スポーツ（障害を受けた運動器官の機能回復や残存機能の向上、身体の機能的予備力の向上を目的とする）、生涯スポーツ（心身と健康と維持、心理

的安定、楽しみづくり、仲間づくり、社会参加等、生きがいとうるおいのある社会生活を得ることを目的とする)、競技スポーツ(パラリンピックに例えられるように、強さ・高さ・速さ・巧さ等を追求することを目的とする)に分け、実施目的・実施上の留意点・課題について述べている。知的障害者を含めた障害者のスポーツ活動への参加人口は増加傾向にあるが、スポーツ活動を行える場(施設・設備)の不足と指導者の不足を指摘し、特に、障害に関する専門的知識を持った指導者育成や医療関係者との連携強が重要である点が指摘されていた。

③に関わる研究は海外において早くから取り組まれており、環境教育の指導者に求められる障害者のためのインタープリテーション技術について述べた Beechel による研究が 1975 年に発表されている(Beechel, 1975)¹⁰⁾。本研究では、「参加者(障害者)が理解しやすいような配慮がなければプログラムは用をなさない」ことを踏まえた上で、視覚・聴覚障害者や知的障害等、各障害状況に応じた情報提供の必要性を述べている。特に、知的障害については、活動参加へのハードルの高さを個人レベルで綿密に考慮し、それを総合的に勘案した上でインタープリテーションを進めることの重要性を述べている。環境教育と知的障害者については、星らが、障害を持つ人々の自然体験へのニーズの増加を踏まえ、障害者を対象とした環境教育プログラムに取り組んでいる環境教育施設の事例紹介を通じ、活動運営やボランティアの参加等を通じた地域との連携を進めるとともに、地域からの環境教育への理解を獲得することの重要性を指摘している(星ら, 2002)⁶⁾。また、知的障害高等特別支援学校における環境教育への取り組みについて調べた富永らの研究では、環境教育の指導に関わる基礎的条件(プログラム・教材・教師の環境教育への理解等)の不足、「環境問題に関わる知識・技能」のみならず、「環境問題への関心」「環境問題を評価する力」「環境問題を解決しようとする態度」の育成方法の必要性を指摘し、環境を広義に捉え、より多くの教科との関連を図った環境教育活動の必要性について論じている(富永ら, 2011)²⁵⁾。学校教育現場における余暇活動に関連した研究では、宮川らによる中学校の特殊学級に在籍する障害児への余暇指導のあり方に関する研究がある(宮川ら, 1993)¹⁸⁾。宮川らは、中学校特殊学級への余暇指導に関するアンケート調査を通じ、在籍障害児の余暇の捉え方(余暇時間を理解しているか否か)と教師による余暇指導に関する課題を考察している。研究結果として、多くの教育現場において余暇指導に係る指導は実践されている点、指導内容としては具体的な遊び方・調理やスポーツ等を手段・方法として教えていることが主体的とする結果が見出された。知的障害児の将来的な自立を考えた場合、余暇活動を自立的に過ごすこと(余暇自立)も当人の社会生活において重要となる。これを踏まえて考えると、現状で行われている方法・手段としてのレクリエーションだけではなく、「目的としてのレクリエーション(レクリエーションへの志向を育てること)」を教えること、障害児一人ひとりの状況に合わせた余暇活動支援のためのプログラムづくりの必要性を指摘している。

学校教育のみならず、社会教育の立場から知的障害者の余暇活動のあり方を論じた研

究も存在する。三谷は、博物館・美術館の役割が「展示を見せて解説をする社会教育施設」から野外活動も含めた多様な活動を市民とともに実践する「地域活動の中核施設」と認識し、これを前提に幅広い人々を受け入れた活動展開、障害児を対象とした野外活動の必要性を指摘し、障害種別に実践のあり方を具体的に述べている(三谷, 2008)¹⁷⁾。その論述においては、参加者が身体障害・知的障害を持つ場合の望ましい対応策やテキストの事例紹介を行うとともに、視覚刺激・文章・音声媒体の利用策と限界を指摘し、さらにはコンピュータを媒体とする情報技術活用の必要性も言及されている。また、児童・青少年の自然とのふれあいや集団宿泊生活を通じた育成を目的とする少年自然の家では、健常の児童と障害児による自然の中でのキャンプ活動も試みられている。喜田は、キャンプに参加した子どもの観察調査から、交流を通じて生まれる両者の協力関係について述べ、参加者が共に活動をする中で互いの個性を認め合い、言語の壁を乗り越えて共に生活できる可能性を指摘している。また、キャンプ活動を充実させる条件として、自閉症の子どもへの専門知識に基づく対応の必要性、健常の低学年の児童への支援、ボランティアによる支援体制の充実(ボランティアの確保・事前情報の提供)、障害の種類・程度に応じた運営体制の構築の重要性を述べている(喜田, 2004)¹²⁾。さらに、重度知的障害者への社会教育を取り扱った丸山の研究では、特に、状況やニーズの把握が進んでいない重度知的障害者に関わる課題の検討が進められていた。そこから導き出された課題としては、知的障害者の余暇生活に係る制限、余暇をともに過ごす仲間の少なさ、支援者の不在と家族への負担、日常的な社会支援の必要性が挙げられていた(丸山, 2004)¹⁵⁾。

3) 森林科学・造園学・園芸学の分野

森林科学・園芸学の研究においては、①バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した森林空間の作出(森林空間のバリアフリー)をテーマとした研究、②知的障害者施設における森林浴・森林作業の効果をテーマとした研究、③園芸活動における効果をテーマとした研究が見られた。

①に関わる研究では、Findlay の森林空間におけるサイン(森林散策路の標識等情報提供に供される媒体)計画と情報提供に関する研究が挙げられる。当該研究においては、全ての人々が利用しやすい森林空間づくりにサインが果たす役割と機能の高度発揮のための方策究明を目的に、森林空間を訪れた人々への聞き取り調査、散策経路や空間構成の分析・標識等のサインに係る情報収集によって、全ての人々が森林浴を行いやすい空間の作出の手法について述べている。その結果、空間内のサインが効率的な機能発揮には、設置場所・記載内容に配慮が求められることはもとより、サインが有するデザイン性・森林空間に係る利用指導の方針・利用者が森林空間に望むレクリエーション・空間内の路網の往来性等、広範な情報を運営者側が把握し、訪れる人々の利益を最優先に、情報を効率良く提供することが求められるとしている(Findlay. et. al, 2004)³⁾。また、美濃は、緑地環境ホームページにおけるバリアフリー情報開示の状況を日米間で比較し、

米国においては、ハード・利用者・ソフトの視点から総合的な情報開示が行われていたのに対し、日本においてはハードに係る情報に偏重する傾向が認められ、今後は、利用者の視点に立った情報開示のあり方を模索する必要があることを指摘している(美濃, 2006)¹⁶⁾。

②に関する研究では、中村らによる東京都内の知的障害者更生施設での自然利用プログラム(間伐、シイタケ栽培等山仕事を中心とする作業:里山利用プログラム)の実態調査から里山を用いた作業療法の現状・有用性・里山保全の可能性を探るとともに、自然とのふれあいによる効果の施設側による認識について検討を行っている。結果として、東京都内の多くの施設がこうした活動を実践し、効果として施設利用者の身体機能・体力向上が認識されている点を導き出している。また、プログラムの今後の課題としては、安全管理、指導者確保・育成、活動場所となる森林空間の確保、社会との交流の重要性を指摘している(中村ら, 2005)¹⁹⁾。上原は、知的障害者による山林作業やレクリエーションがもたらす療育上の変化を長期的に観察し、山林作業の知的障害に対する効果を分析している(上原ら, 1997 上原, 2001b 上原, 2001c, 上原, 2001d)²⁶⁾³⁰⁾³¹⁾³²⁾。観察対象とした利用者には、山林作業並びにレクリエーションの経験によって、作業能力の向上、身体機能のリハビリテーション効果、感情の安定化等の変容を見出し、山林作業を中心とした療育活動には多様な療育効果の可能性があると指摘している。また、森林環境を野外療法の場として活用するために、対象者(健常者、障害者等)、目的(リハビリテーション, 作業療法等)、場所(林相, 地形等)、時間(長・短期間, 長・短時間等)、内容(レクリエーション, 作業活動, 休養等)に応じたハード、ソフトの研究開発の必要性を示し(上原, 1999 上原, 2000 上原, 2001a 上原, 2006)²⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾³³⁾、「森林療法」の構築と体系化を図る試みを進めている。

③森林を活用した療法的活動に先立ち、障害者施設においては園芸活動を作業療法として捉え、これを園芸療法として体系化する動きが進められている。これに関連し、杉原らは園芸活動が知的障害者の精神に与える効果を探るため、指標として生化学指標(唾液中クロモグラニン(Salivary Chromogranin A;Cga)、唾液アミラーゼ活性(Salivary Amylase Activity;sAMY))を用い、施設において実施されている園芸作業に参加している知的障害者の精神心理機能の測定を試みている。結果として、園芸作業前に比較して作業後は両指標数値には統計的に有意な低下傾向が認められ、園芸作業が知的障害者のストレスを軽減させる効果のある可能性を指摘している(杉原ら, 2012)²⁴⁾。

2. 小括

1) 既往研究の総覧

本章で取り上げた既往研究の一覧を表-1に示す。知的障害者の余暇活動に関しては1990年代までは社会福祉・教育・リハビリテーションの学問分野で取り扱われることが多く、特に、余暇活動を支援するための社会システムや施策や先進的なプログラムを事例的に紹介する研究が主体であった。その後、1990年代後半に山林活動と知的障害

者の療育に係る研究や自閉症の子どもへの料理活動等、知的障害者との結びつきが特筆されなかった森林環境や生活活動等を作業療法として取り入れ、知的障害者への療育効果を検討する研究が現れた。このことは同時に、それまで障害者福祉とは接点が薄かった諸分野(社会教育・森林林業・造園・園芸等)において、知的障害者を含む障害者全てを迎え入れることを想定し、これに応えるための体制づくりに関する条件提言のための考察を目指す動きが顕在化したことを意味する。

森林(山林作業)の知的障害者への療育効果に関わる研究は、その後「森林療法」へと発展し、障害者を含めたより多くの人たちの心身の健康をテーマとした研究に移り変わっていく。その中においては「癒し」という、それまでは抽象的かつ経験的に捉えられてきた概念を科学的なデータで解明する検証方法が提案され、その中では生化学的指標による実証的研究も行われている。本章においては園芸体験と知的障害者の精神への影響に関する研究を紹介したが(杉原ら, 2012)²⁴⁾、この手法は園芸のみならず、森林浴・自然体験・身近な緑等、環境や環境の中での様々な体験が有する心身の健康増進への効用を明らかにするための研究において広く用いられている。

既往研究の移り変わりを見ると、「余暇活動を支援するためのシステム」に関する研究は、各時代における知的障害者の生活実態や障害種・障害の程度と余暇活動実態の関係性と求められる施策、先進事例の紹介を進めて、知的障害者の社会環境の改善・広範化への寄与を図ることが担われてきた。そうした研究成果をベースに、これまで障害者とは接点がなかった諸分野が知的障害者の余暇活動や療育方法への提案・提言を行い、知的障害者の可能性を高めていく研究を進める役割を進めていると整理できる。

知的障害者の生活環境は健常者に比較すると未だ限定的であり、職業・教育、行動範囲、余暇活動等、日常生活全ての場面で選択肢が非常に限られ、制限が多い状況が続いている。そうした点を反映し、紹介した既往研究においては、知的障害者との余暇活動に関わる課題として、「地域との連携」がキーワードとして出現していたほか、知的障害者を理解し、適切な指導を行える人材の育成・確保が示されていた。新しい視点での知的障害者への体験活動の提供が有効性を示す一方、こうした取り組みを持続的・発展的に進めるには、地域の人々の参画や協力が欠かせないことが示されている。地域社会とのつながりは知的障害者の自立にとって重要な事柄の一つであり、知的障害者の家庭生活、職場での生活だけではなく、余暇活動においても重要な位置づけを占める。ただし、研究者自らが地域の人々と知的障害者との橋渡しを行いつつ、自らの研究を推進する形式での取り組みは未だ見られず、事例・実践的研究を進めることにより、地域と知的障害者との結びつきの構築や展開を検証する必要が高いと考えられる。また、こうした研究の実効性を高めるには、これまで別々の視点で知的障害者へのアプローチを進めてきた各研究分野による横断的な取り組みのもとに、新たな研究を進めていくことが必要と考えられる。

表-1 既往研究一覧

領域	年度	著者	内容	概要
1	1975	Beechela	C	障害者へのインタープリテーション技術
1	1989	Burgess	A	地方・地域在住の障害者のレクリエーション
1	1991	Bullock CC. et. al	A	地域社会への障害者の復帰統合のためのレクリエーションプログラム
1	1991	Kellera	A	高齢知的障害者のためのレクリエーションによる社会統合プログラム
1	1993	宮 川ら	C	中学校特殊学級での余暇指導
1	1995	Glausier. et. al	A	高齢の知的障害者のレクリエーションへの嗜好
2	1997	上 原ら	E	山林活動が精神発達障害者の療育に及ぼす効果
1	1998	若 松ら	B	自閉症の子どもに対する料理活動
2	1999	上 原	E	森林療法の構築に求められる諸条件
2	2000	上 原	E	森林環境の医療・福祉的利用の事例と必要な条件
2	2001a	上 原	E	森林を活用したカウンセリング活動
2	2001b	上 原	E	自閉症療育施設での森林を活用した療育活動事例
2	2001c	上 原	E	自閉症療育施設での森林を活用した療育活動事例
2	2001d	上 原	E	自閉症療育施設での森林を活用した療育活動事例
1	2002	星ら	C	障害者への環境教育プログラムに取り組む機関・施設の事例紹介
1	2003	Aitchison	A	障害者に関わる分野とレジャーに関わる分野の研究レビュー
1	2004	Findlay. et. al	D	森林空間におけるサイン計画
1	2004	喜 田	C	障害児と健常児との野外体験を通じた交流
1	2004	丸 山	C	社会教育の視点による重度知的障害者の余暇保証
1	2005	狩 谷	A	日本・スウェーデンの比較による高齢者・障害者の余暇活動
2	2005	中 村ら	E	知的障害者施設の自然利用プログラムの実態
2	2006	美 濃	D	バリアフリー情報開示の状況
1	2006	陶 山	B	障害者スポーツの動向
2	2006	上 原	E	森林療法の可能性
1	2007	長谷川	B	セラピューティック・レクリエーション
1	2008	細 谷	A	知的障害児・者の居住形態からみた余暇活動の実態・支援機関の機能
1	2008	三 谷	C	障害のある子どもたちとの社会教育活動
1	2009	Burns. et. al	A	地方・地域在住の障害者のレクリエーション
1	2009	嶋 谷ら	B	重度知的障害者への療育的園芸活動の実践
1	2011	今 井	A	軽度知的障害者へのグループホームにおける余暇支援
1	2011	林ら	B	写真撮影を取り入れた知的障害者への療育活動の効果
1	2011	富 永ら	C	知的障害高等特別支援学校における環境教育
1	2012	平 井	B	知的障害者に対する音楽療法とその評価
2	2012	杉 原ら	F	生化学指標による園芸活動の効果検証

領域 1 医療・福祉・教育 2 森林科学・造園学・園芸学

内容 A システム B 作業療法の効果 C 教育現場と余暇支援 D 森林空間のバリアフリー
E 森林浴・森林作業の効果 F 園芸活動の効果

2) 既往研究と本研究との関連

本研究は、既往研究において示した 1990 年代後半から取り組まれている上原ら・上原による一連の研究(上原ら, 1997 上原, 2001b 上原, 2001c, 上原, 2001d)²⁶⁾³⁰⁾³¹⁾³²⁾、並び

に、近年取り組まれている余暇活動への作業療法の導入・効果の検証を試みた一連の研究(長谷川, 2007 嶋谷ら, 2011 平井, 2012 林, 2011 若松ら, 1998)⁴⁾²²⁾⁵⁾¹³⁾³⁴⁾との関連性が強いと位置づけられる。

上原ら・上原による研究では、知的障害者と山林作業・森林でのレクリエーションとの関係性のモニタリングから社会への適応機能を獲得していく知的障害者の様子が明らかにされ、山林作業やレクリエーションによる効果が実証されている。本研究は、上原らによる研究で得られた森林による効果を知的障害者の他の生活場面に広めるために、また、近年、そのあり方が模索されている余暇活動の充実にも寄与するために、余暇活動を通じた「知的障害者」と「森林」の接点について考究を図るものである。知的障害者の余暇活動では、スポーツ・文化芸術活動への取り組みが既に本格化しているが、さらに、医療を含めた社会からの理解・啓蒙が重要である(陶山, 2006)²³⁾。

余暇活動としての森林と知的障害者とのふれあいに関しては、実践とモニタリングを通じた詳細な研究は、前記した上原による成果があるのみで、他に研究事例が見られない。また、本研究では余暇活動が地域で担われることを視点に入れ、知的障害者への森林活動を施設外部からの支援によって進めることを想定している。このため、知的障害者と向き合った経験がない人々に、知的障害者への理解を深めてもらうための知見を示すことを目的に、森林体験活動の実践を継続して進め、そこから得られたデータ分析によって、知的障害者の森林体験活動の向上のための基礎条件を提示することを目指す。

また、活動の実践にあっては、新たな体験の提供により知的障害者の可能性を広げ、高める姿勢が求められる。このためには、余暇活動への作業療法の導入・援用が必要不可欠な研究手法となる。

既往研究における森林からのアプローチが日中活動(施設での仕事・労働)を主体としたものであったのに対し、本研究では余暇活動をテーマとした点、また、余暇活動においては地域等との連携が不可欠となるが、こうした課題の解決への関与を考慮を図る点、さらには、楽しみや知的障害者の可能性の向上を目指すために森林にちなんだ新しい体験の提供を図る点が、既往研究を踏まえた本研究において新たに検討される発展事項である。

引用文献

- 1) Bullock, CC・Howe, CZ(1991) A model therapeutic recreation program for the reintegration of persons with disabilities into the community, *Therapeutic Recreation Journal*, Vol. 25(1):7-17.
- 2) Cara Aitchison (2003) From leisure and disability to disability leisure: developing data definitions and discourses, *Disability & Society* Vol. 18(7):955-969.
- 3) Catherine Findlay・Katherine Southwell (2004)

- I just followed my nose': understanding visitor wayfinding and information needs at forest recreation sites. *Managing Leisure* Vol. 9(4):227-240.
- 4) 長谷川真人(2007)セラピューティックレクリエーション, *理学療法科学* 22(1):177-182.
 - 5) 平井利明(2012)知的障害者に対する音楽療法とその評価—余暇の活用によるQOLの向上を目指して—, *静岡福祉大学紀要*第8号:11-22.
 - 6) 星 知子・小林 聡・神田房行(2002)ハンディキャップのある人々のための自然体験プログラム, *環境教育研究* 5:11-19.
 - 7) 細谷一博(2008)知的障害児・者の居住形態からみた余暇活動の実態と余暇活動支援機関の機能—青少年の休日を楽しむ会の実践を通して—, *発達障害支援システム学研究* 第7巻第1号:1-7.
 - 8) 今井優香(2011)軽度知的障害者へのグループホームにおける余暇支援の在り方, *滋賀大学大学院教育学研究科論文集*第14号:49-57.
 - 9) J Wesley Burgess (1989)The development of social group formation in normal and mentally retarded persons from early childhood through old age: Neuropsychiatric, developmental, and cognitive implications, *Psychiatry Research* Vol. 30(1): 31-43.
 - 10) Jacque Beechel(1975)Interpretation for Handicapped Persons, *The Journal of Environmental Education* Vol. 6(4):34-44.
 - 11) 狩谷明美(2005)高齢者・障害者の余暇活動(その1)—日本・スウェーデンの国際比較—, *発達人間学論叢*第8号:85-92.
 - 12) 喜田 篤(2004)障害がある子どもと障害のない子どもとの野外体験を通じたふれあいについて—主催事業「わくわくキャンプインひだか」—, *国立オリンピック記念青少年総合センター研究紀要*第4号:157-166.
 - 13) 林 炫延・中鹿直樹・望月 昭(2011)知的障害のある生徒に対する写真撮影を利用した報告言語行動の増大, *立命館人間科学研究* 22:87-96.
 - 14) M Jean Keller(1991)Creating a recreation integration process among older adults with mental retardation, *Educational Gerontology* Vol. 17(3):275-288.
 - 15) 丸山啓史(2004)重度知的障害者の余暇保証に関する一考察, *生涯学習・社会教育学研究* 第29号:63-71.
 - 16) 美濃伸之(2006)日米の緑地環境ホームページにおけるバリアフリー情報開示の現状とその特徴, *ランドスケープ研究* 69(5), 655-658.
 - 17) 三谷雅純(2008)障害のある子どもたちとの社会教育活動: 障害の種類に応じた野外活動やテキストづくりを中心にして, *人と自然* 19:51-60
 - 18) 宮川純彦・高山佳子(1993)中学校特殊学級における障害児の余暇指導に関する研究, *横浜国立大学教育紀要* 33:1-15.

- 19) 中村友香・古谷勝則・赤坂 信(2005)東京都内の知的障害者更生施設における里山利用の実態, 千葉大園学報, 第 59 号:39-45.
- 20) Nicola Burns・Kevin Paterson・Nick Watson(2009)An inclusive outdoors? Disabled people' s experiences of countryside leisure services, Leisure Studies Vol. 28(4):403-417.
- 21) Sheryl R Glausier・James E Whorton・Harold V Knight(1995) Recreation and Leisure Likes/Dislikes of Senior Citizens with Mental Retardation Activities, Adaptation & Aging Vol. 19(3):43-54.
- 22) 嶋谷 円・木島温夫・黒田吉孝・山根 寛(2009)重度知的障害者への個別支援計画に基づく療育的園芸活動の実践, 京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻紀要 第 6 巻:29-35.
- 23) 陶山哲夫(2006)障害者スポーツの最近の動向, 理学療法科学 21(1):99-106.
- 24) 杉原式穂・浅野雅子・森島史乃・青山 宏(2012)知的障害者を対象とした唾液中の生化学指標を用いた園芸作業の効果, 人間植物関係誌 12(1):9-14.
- 25) 冨永光昭・長澤洋信(2011)知的障害高等特別支援学校における環境教育に関する研究—全国高等学校特別支援学校への質問紙調査を通して—, 四天王寺大学紀要 第 52 号:123-133.
- 26) 上原 巖・佐々木健司(1997)山林活動が精神発達障害者の療育に及ぼす効果について, 日林論 108:181-182.
- 27) 上原 巖(1999)森林療法の構築に向けて, 第 110 回日林学術講:406-407.
- 28) 上原 巖(2000)森林環境の医療・福祉の利用序説, 第 111 回日林学術講:p79.
- 29) 上原 巖(2001a)「構成的グループエンカウンター」の要素を取り入れた森林療法活動の試み, 第 112 回日林学術講:p380.
- 30) 上原 巖(2001b)自閉症療育施設・白樺の家①—自閉症者と森の癒し—, 現代林業 2001 年 6 月号:48-51.
- 31) 上原 巖(2001c)自閉症療育施設・白樺の家②—自閉症 A 君の変化—, 現代林業 2001 年 7 月号:50-53.
- 32) 上原 巖(2001d)自閉症療育施設・白樺の家③—自閉症 B さんの変化—, 現代林業 2001 年 8 月号:46-49.
- 33) 上原 巖(2006)「森林療法」の可能性を考える, 森林科学 48:4-8.
- 34) 若松昭彦・宮岡麻衣子(1998)自閉症の子どもに対する料理活動について, 広島大学学校教育学部紀要第 I 部, 第 20 巻:131-136.

第3章 知的障害者の余暇活動・森林体験活動へのニーズ

知的障害者が抱える障害の状況・社会生活における課題は多様である。そのような状況下、果たして、森林体験活動は福祉関係者から必要性を認められているのだろうか。本章では、こうした抑論的視点に立ち、福祉関係者の森林体験活動への意識を明らかにするため、障害者施設を対象としたアンケート調査から、森林体験活動へのニーズを明らかにする。本章においては、2002年度に筆者ら実施したアンケート調査記録の集計・分析結果を述べ、小活において余暇活動・森林活動へのニーズをまとめる。

1. 障害者施設が求める森林体験活動のニーズ

1) 単純集計・施設属性による要望の相違

(1) 調査の背景

障害者基本法(第三条第二項)においては、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」との条項があり(内閣府, 2012)¹³⁾、障害者は社会のあらゆる分野への参加機会が与えられることが法的に保証されている。余暇活動を通じて生活範囲の拡充を図ることは、社会参加への発展にもつながることから、障害者にとって非常に重要な意義を持つ。

しかし一方で、障害者には社会参加を阻む様々な「障壁」となる事柄も多く存在する(総理府, 1996)¹⁷⁾。障害者の社会参加を阻む「障壁」としては「物理的障壁」「制度的な障壁」「文化・情報面での障壁」「意識上の障壁」の4点が挙げられている。障害者による森林利用においては物理的な障壁の撤廃を目指すことが第一義的な取り組みといえるが、障害者による森林利用を促進するには、障害者にとって障壁となり得る事柄を、制度、文化・情報、意識等、多角的観点から検討した施策展開が必要であると考えられる。以上の点より、障害者のための森林活動について検討を進めるには、福祉関係者の森林活動への考え方や実施の実態、森林活動にあたっての要望事項に関する情報が必要である。しかし、こうした事柄が研究対象として取り扱われた事例は少なく、未だ情報が不足している。このようなことから本章では2002年に筆者らが北海道内の障害者施設(以下、施設と呼ぶ)を対象に実施したアンケート調査記録を分析することにより、1)施設状況の違いに基づく森林活動への要望事項の差異を明らかにするとともに、2)障害者のための森林活動実施を促進するための方策について述べる。

アンケート調査記録は2002年度に実施されたものであり、本研究との間には時間の隔たりが存在する。しかしながら、(1)同一地域の障害者施設を網羅し、森林や森林活動へのニーズを尋ねた調査事例は希少である点。(2)障害者の余暇活動は現在においても芸術文化活動(厚生労働省, 2008)⁸⁾やスポーツが主体で(安井, 1999)²³⁾、「森林や自然とのふれあい」を取り上げた調査事例は存在しないことから、本アンケート調査記録は障害者のための森林活動のあり方に関する知見を得るため、分析に値するものとする。

(2) アンケート調査の実施経過・設問・分析方法

分析に用いたアンケート調査記録は、森林活動に対する施設側のニーズの有無を探るために筆者らが2002年に実施したものである。調査票に掲載した質問を表-1に示す。

表-1 アンケート調査に掲載した質問

質問のテーマ	設定の目的	質問の内容
1. 施設周辺の森林の状況	施設周辺の自然環境に関する情報を収集する	Q 1 森林の保健休養機能をご存じでしたか？ Q 2 施設周辺はみどりや森林に恵まれていますか？ Q 3 施設周辺のみどりや森林はどんな場所ですか？ Q 4 その場所までの徒歩による所要時間は？ Q 5 施設周辺にあれば良いと考える森林は？
2. 森林を活用した療育活動や利用者の屋外活動	施設側の森林活動への関心の度合いを知る 利用者のための森林活動の実態把握を行う	Q 6 森林を活用した療育活動をご存じでしたか？ Q 7 森林を活用した療育活動に関心がありますか？ Q 8 施設では屋外活動を実施していますか？ Q 9 実施している屋外活動の内容をおしえてください Q 10 屋外活動のうち、森林で実施しているものは？ Q 11 森林で実施している活動の内容をおしえてください Q 12 1年に森林活動を何回くらい実施していますか？ Q 13 森林活動に参加される利用者数、スタッフ数は？ Q 14 森林活動時の移動手段は？
3. 森林活動の促進	障害者のための森林活動の促進に求められる事柄を知る	Q 15 森林を利用する時に配慮が必要と思われる事柄は？ Q 16 森林活動を実施する場合に問題となる事柄は？ Q 17 森林や自然とのふれあいの効用は？ Q 18 森林利用支援に緊急性の高い事柄は？
4. 自由記載	質問で扱われなかった事柄を含め、施設側の森林に対する意向を収集する	Q 19 森林、森林利用などについて日頃考えていること
5. 施設の概要	回答結果の分析のため回答施設の属性を知る	利用者数、職員総数、直接利用者の指導にあたる職員数、利用者の障害の状況、施設の種類

質問は、対象とした施設周辺のみどりや森林の状況把握を目的に設定した「1. 施設周辺の森林の状況」(Q1～Q5)、施設側の森林活動への関心の有無や取り組まれている森林活動の状況把握を目的とした「2. 森林を活用した療育活動」(Q6～Q14)、障害者のための森林活動の促進策に対する施設側の意向収集を目的とした「3. 森林活動の促進策」(Q15～Q18)、障害者のための森林活動や自然とのふれあい等についての意向や意見を自由に述べてもらうことを目的とした「4. 自由記載」(Q19)、アンケート調査への回答状況の把握を目的に設定した「5. 施設の概要」(施設の利用者数、職員総数、利用者の支援を担当する職員数、利用者の障害状況、施設の種類)で構成した。

調査票は2002年11月に道内の施設に郵送して実施した。施設の選定は北海道保健福祉部より2002年4月現在における北海道内の施設一覧表(以下、一覧表と呼ぶ)の提供を受けて実施した。一覧表の各施設の所在地に着目し、同一施設への重複送付が生じないように整理集約した407施設に調査票を郵送した。

回答の分析方法は、最初に、調査票に記載された回答を単純集計して、質問ごとに設けた選択肢への度数分布と比率を算出した。また、本研究の目的である1)施設状況の違いに基づく森林活動への要望事項の差異を明らかにするとともに、2)障害者のための森林活動実施を促進するための方策の検討を達成するために、(1)目的達成に叶う施設属性と設問への回答の選定、(2)両者間でのクロス集計表の作成、(3)統計手法の適用による

有意性の有無の検討の順で行った。なお、クロス集計表には、観測度数に 10 以下の項目が見られた場合は直接確率計算で、また、各項目が 11 以上の場合にはカイ二乗検定を適用した。さらに、カイ二乗検定において有意性が認められた組み合わせについては調整された残差(以下、残差と呼ぶ)を算出し、クロス集計表の中のどの項目がその有意性に貢献したかを判定した。

研究目的の「施設状況の違い」が意味する状況を表す要因として、施設の規模、施設職員による支援体制、利用者の障害の状況が考えられる。これらを反映する施設属性として、ここでは、利用者数、職員一人当たりの利用者数、身体に障害がある利用者の在・不在を取り上げた。これら各要因設定の枠組みと、分析の際の類型区分を以下に示す。

①利用者数

利用者数の相違はそこに配置される職員数や利用者の生活スケジュールといった施設の運営体制に関連をもたらすことが想定され、余暇活動の一環として行われる森林活動に与える影響は大きいと考えられる。この点を踏まえ、利用者数については北海道保健福祉部より提供を受けた施設の一覧表にある各施設の定員から平均値を求め、施設属性の質問にある利用者数への回答との比較から、平均値以上の利用者数がある施設を「利用者数が多い施設」、平均値未満である施設を「利用者数が少ない施設」として区分した。

②職員一人当たりの利用者数

知的障害者施設での余暇活動に係る先行研究においては、利用者による芸術・趣味・娯楽活動の時間や内容などは、これを支援する施設職員の体制に影響を受けることが指摘されている(安藤, 1992)¹³⁾。また、東京都内の知的障害者更生施設における自然体験プログラムの実施状況に関する研究では、内容が単純なプログラムに比較して、細かな指導が必要なプログラムは、指導者一人当たりに対する参加者の数が少なくなり(中村ら, 2005)¹⁴⁾、森林活動への施設職員の体制は大きな影響を与えると想定される。以上より、職員一人当たりの利用者数については、施設属性の設問にある、施設の利用者数を利用者の指導に直接あたる職員数で除して平均値を算出し、平均値以上の状況にある施設を「職員一人当たりの利用者数が多い施設」、平均値未満である施設を「職員一人当たりの利用者数が少ない施設」として区分した。

③身体に障害がある利用者の在・不在

障害種の違いは、各利用者に重点を置くべき支援内容に相違をもたらすことが予想される。例えば、身障者の中の肢体不自由者は上下肢や体幹に永続的な機能障害を有することから、ADLに関わる支援が重要である。一方、知的障害者は、知的機能や適応機能の障害が発達期に生じる(堅田ら, 1998)⁶⁾ことから、生活行動全般(コミュニケーション、身辺処理など)を支援することが重要である。森林レクリエーションはその内容により、森林内での保養・休養を主体とする「静的活動」とスポーツや自然観察、体験・参加など、積極的に森林に働きかける「能動的活動」に分けられる(宮林, 1993)¹¹⁾。そ

れら各場面では、日常生活動作や適応機能を高度に用いることが必要であり、利用者に求められる支援事項は障害の種類により異なることが予想される。以上の点から身障者の在・不在については、障害種への回答に基づき、利用者の障害が身体障害だけである施設、並びに、身体障害と知的障害を併せ持つ利用者がいる施設を「身障者在」とし、利用者の障害が知的障害だけである施設を「身障者不在」として区分した。

④設問への回答の選定

仮説に提示した項目を踏まえ、クロス集計の対象となる設問は、森林を活用した療育活動への関心の有無(Q7)、森林活動実施の有無(Q10)、森林公園への配慮要望事項(Q15)、森林利用支援に緊急性の高い事柄(Q18)とし、これらに指定形式でもれなく回答している施設を選抜した。なお、取り上げた設問項目のうち、Q15、Q18は、回答形式が複数回答であることから、各選択肢を「選択」した施設と「非選択」であった施設に区分して集計した。即ち、各選択肢を選択した施設群は、非選択であった施設群に比較して当該項目に関心が高いと判断することができる。以下、取り上げた設問項目ごとの具体的内容と、分析の際の類型区分を述べる。

i. 森林を活用した療育活動への関心の有無(Q7)

Q7は、「皆様は、『森林を活用した療育活動』に関心がありますか」という設問で、選択肢は「関心がある」「関心がない」「わからない」「その他」の4項目を設定した。分析対象には「関心がある」と「関心がない」と回答した施設を抽出し、「その他」を選択した施設についてはその具体的記載事項から関心の有無を判別して抽出した。また、「わからない」と回答した施設は分析対象から除外した。

ii. 森林活動実施の有無(Q10)

Q10は、「皆様の施設で実施されている屋外での活動のうち、森林で実施しているものはありますか」という設問である。選択肢は、「実施しているものがある」、「実施しているものはない」、「わからない」を設定した。分析は、実施しているものが「ある」と回答した施設と実施しているものが「ない」と回答した施設を抽出し、「わからない」と回答した施設は分析対象から除外した。

iii. 森林公園利用時の配慮要望事項(Q15)

Q15は、「皆様が森林公園などをご利用頂く時に、利用者の方々のために配慮が必要と思われることはどのようなことでしょうか」という設問である。選択肢は「路面状態」、「段差」、「傾斜」、「トイレの不足」、「点字ブロック未設置」など14項目を設定した。分析には14項目のうちで回答比率が高かった「路面状態」、「段差」、「傾斜」、「トイレの不足」を用いた。

iv. 森林活動促進の条件(Q18)

Q18は、「障害者の森林利用の支援として、緊急性・必要性の高い事柄はどのようなことですか」という設問である。選択肢は、「障害者に配慮した施設づくり」「障害者の活動を支援するボランティアの設置」「障害者の森林体験を支援するプログラムづくり」

「障害者と健常者の交流の機会づくり」「福祉関係者と森林林業関係者の交流・情報交換」を設定した。分析には回答比率が高かった「障害者に配慮した施設づくり」、「障害者の活動を支援するボランティアの設置」、「障害者の森林体験を支援するプログラムづくり」を用いた。

(3) 調査の結果

①返送状況と適合度検定

調査票を郵送したところ 192 施設から回答の返送があった（回収率 42.7%）。一覧表の施設を身体、知的、障害児に分類して相対度数を求め、これに返送施設の総数を乗じて期待度数を算出し、適合度検定を適用した。算出されたカイ二乗値はカイ二乗分布表の値よりも大きく（ $p < 0.01$ ）、母集団（道内全体の施設種別数）と標本（返送された施設種別数）との比率には統計的に差が認められないと考えられた。

②単純集計

単純集計の結果の概要を表-2 に示す。

施設の概要に関する回答結果では、施設種は知的障害者の施設が最も多く 69.8%、次いで身体障害施設が 13.5%、障害児の施設が 13.0%であった。また、利用者の障害種（複数回答）は、知的障害が最多で 67.7%、次いで知的障害と身体障害を併せもつ利用者（以下、重複障害と呼ぶ）が 32.3%、身体障害が 17.2%であった。さらに利用者数と職員数は、利用者数では 40～59 人とする施設が 29.7%と最多で、以下、20～39 人（25.0%）に対し、職員数は総職員数、利用者の支援に直接あたる職員数共に 1～19 人とする回答が最も多かった。

「Q1. 森林の自然とのふれあいの場になるはたらきをご存じでしたか。」には 81.8%の施設が「知っている」と回答し、「Q2. 皆様の施設はみどりや森林に恵まれていますか。」についても 79.2%の施設が肯定的回答を示した。施設周辺の様子を具体的にたずねた「Q3. 施設周辺のみどりや森林はどんな場所ですか。」では「公園の森林」（43.2%）、「まとまった大きな森林」（39.6%）、「防風林や緑道」（25.4%）、「社寺林」（24.5%）が多く、「Q4. その場所は施設から徒歩でどれくらいの時間ですか。」については、最短が「施設敷地内の森林」の 5.3 分、次いで「防風林や緑道」の 7.3 分となった。さらに、「Q5. 施設周辺にあれば良いと考えられる森林はどのようなものですか。」では、「遊具や芝生広場がある森林」が 60.4%と最多で、次いで「スポーツ施設がある森林」の 44.3%が多かった。

「Q6. 森林を利用した療育活動をご存じでしたか。」に対しては、「知っていた」とした施設が 51.6%であったのに対し、「知らなかった」とした施設は 46.4%であった。また、こうした取り組みへの関心の有無を尋ねた「Q7. 森林を利用した療育活動に関心がありますか。」には 77.6%の施設が「関心がある」と回答した。

各施設での屋外活動（森林活動のほか買い物や旅行など施設の外で過ごす活動）の実施の有無を尋ねた「Q8. 利用者のための屋外活動を実施していますか。」とその内容を尋

表－2 単純集計の結果の概要

Q 1	知っている 知らない	81. 8% 16. 7%	Q11	施設周辺の散歩 遠足	63. 3% 43. 5%
Q 2	肯定的回答 否定的回答	79. 2% 20. 3%	Q12	2～3ヶ月に1回 月に1回	26. 2% 22. 7%
Q 3	公園の森林 大きな森林	43. 2% 39. 6%	Q13	利用者 1～19人 20～39人	33. 6% 32. 9%
Q 4	敷地内の森林 防風林	5. 3分 9. 6分	引率者	0～19人 20～39人	69. 2% 23. 8%
Q 5	遊具や広場 スポーツ施設	60. 4% 44. 3%	Q14	施設所有の車両 貸切バス	87. 2% 24. 4%
Q 6	知っている 知らない	51. 6% 46. 4%	Q15	トイレの不足 園内の段差	49. 5% 43. 2%
Q 7	関心がある 関心がない	77. 6% 4. 2%	Q16	施設職員の不足 情報の不足	42. 2% 18. 2%
Q 8	全員 参加可能	62. 5% 26. 0%	Q17	楽しく過ごす ストレスを発散する	80. 7% 64. 1%
Q 9	施設周辺の散歩 旅行	70. 9% 64. 5%	Q18	施設のバリアフリー化 体験プログラムの整備	75. 0% 56. 8%
Q10	ある ない	85. 5% 11. 6%			

ねた「Q9. 実施している屋外活動はどのようなものですか。」には、全体の 62.5%の施設が「全員を対象に実施」、26.0%の施設が「参加可能な利用者を対象に実施」と回答し、内容では「施設周辺の散歩」(70.9%)、「旅行」(64.5%)が多かった。また、森林活動実施の有無を尋ねた「Q10. 屋外活動のうち森林で実施している活動はありますか。」とその内容を尋ねた「Q11. 実施している森林活動はどのようなものですか。」には、全体の 85.5%の施設が「ある」と回答し、内容では「施設周辺の散歩」(63.3%)、「遠足」(43.5%)が多かった。さらに、森林活動の実施頻度を尋ねた「Q12. 利用者が森林とふれあう活動を何回くらい実施していますか。」には「2～3ヶ月に1回」(26.2%)、「1年に1回」(22.7%)とする回答が多く、活動に参加する利用者数、職員数を尋ねた「Q13. 森林や自然とのふれあい活動への参加人数は何人くらいですか。」では、利用者が「0～19人」(33.6%)、「20～39人」(32.9%)、職員も同様に「0～19人」(69.2%)、「20

～39人」(23.8%)が多かった。加えて、森林活動実施時の移動手段を尋ねた「Q14. 森林や自然とのふれあい活動に用いる移動手段は何ですか。」には、82.7%の施設が「施設所有の車両」と回答し、次いで24.4%の施設が「貸し切りバス」と回答した。

「Q15. 森林公園などの利用時に必要な配慮事項は何ですか。」には、「障害者用トイレの不足」(49.5%)、「段差」(43.2%)が多く、「Q16. 森林や自然とのふれあい活動実施に問題となる事柄はどのようなことですか。」には、「施設職員の不足」(42.2%)、「森林公園などに関する情報の不足」(21.9%)が多かった。また、こうした森林での活動の効用についてたずねた「Q17. 利用者が森林で過ごすことによる効用は何ですか。」には、「開放的雰囲気の中で楽しい時間を過ごしてもらおう」(80.7%)、「体を動かしてストレスを発散したり体を鍛える」(64.1%)が多く、「効用はない」と回答した施設は見られなかった。「Q18. 障害者の森林利用促進に求められる事柄はどのようなことですか。」には、「障害者に配慮した施設づくり」(75.0%)、「森林体験を支援するプログラムづくり」(56.8%)が多かった。

③施設属性と設問への回答の集計結果

i. 森林活動への関心の有無(Q7)・森林活動実施の有無(Q10)

表—3に検定結果と残差の算出結果を示す。森林活動への関心の有無(Q7)については施設属性の各項目との間に有意な関係性は認められなかった。一方、森林活動実施の有無(Q10)については、職員一人当たりの利用者数との間に有意な関係性が認められた(カイ二乗検定： $p < 0.01$)。残差を算出したところ、一人当たりの利用者数が多い施設は森林活動を実施しているとする回答が多く、これが少ない施設では森林活動を実施していないとする回答が多かった(|残差|=2.64： $p < 0.01$)。

表—3 関心の有無(Q7)・活動実施の有無(Q10)

		利用者数			職員一人当 利用者数			身障者 在・不在		
		少	多	p	少	多	p	在	不在	p
療育活動 への関心	関心あり	49	70	ns	31	88	ns	56	63	ns
	関心なし	16	16		9	23		17	15	
森林活動 実施の有無	実施あり	47	73	ns	26	94	**	58	62	ns
	実施なし	18	13		(-2.64)	(2.64)		(2.64)	(-2.64)	

○ 有意性：** $p < 0.01$ * $p < 0.05$

○ セルの回答数が10以下の場合は直接確率計算、11以上の場合はカイ二乗検定を適用

○ カイ二乗検定を適用した組み合わせのうち有意性が認められたものは調整された残差を算出

○ () 内の数値：調整された残差

○ 調整された残差の有意性：|残差| > 1.96 → $p < 0.05$ |残差| > 2.58 → $p < 0.01$

ii. 森林公園利用時の配慮要望事項(Q15)

表—4に検定結果と残差の算出結果を示す。散策路・園路の路面状態は身体に障害のある人の在・不在との間に有意な関係性が認められた(カイ二乗検定： $p < 0.01$)。残差

を算出したところ、身体に障害のある利用者がある施設において本設問項目を選択する施設が多くなる結果が得られた(|残差|=3.64 : p<0.01)。

散策路・園路の段差は利用者数(カイ二乗検定 : p<0.05)、身体に障害のある人の在・不在(カイ二乗検定 : p<0.01)との間に有意な関係性が認められた。残差を算出したところ、利用者数が多い施設(|残差|=2.54 : p<0.05)や身体に障害のある利用者がある施設(|残差|=3.80 : p<0.01)において本設問項目を選択する施設が多くなる結果が得られた。

表—4 森林公園利用時の配慮要望事項

		利用者数		p	職員一人当利用者数			身障害者・不在		
		少	多		少	多	p	在	不在	p
路面	選択	28	42	ns	19	51	ns	45 (3.64)	25 (-3.64)	**
	非選択	37	44		21	60		28 (-3.64)	53 (3.64)	
段差	選択	22 (-2.54)	47 (2.54)	*	16	53	ns	45 (3.80)	24 (-3.80)	**
	非選択	43 (2.54)	39 (-2.54)		24	58		28 (-3.80)	54 (3.80)	
傾斜	選択	18	35	ns	17	36	ns	38 (4.22)	15 (-4.22)	**
	非選択	47	51		23	75		35 (-4.22)	63 (4.22)	
トイレ	選択	27 (-2.02)	50 (2.02)	*	14 (-2.36)	63 (2.36)	*	46 (2.86)	31 (-2.86)	**
	非選択	38 (2.02)	36 (-2.02)		26 (2.36)	48 (-2.36)		27 (-2.86)	47 (2.86)	

○ 有意性, 検定の方法、調整された残差については表—3と同様

障害者用トイレの不足は利用者数(カイ二乗検定 : p<0.05)、職員一人当たりの利用者数(カイ二乗検定 : p<0.05)、身体に障害のある人の在・不在(カイ二乗検定 : p<0.01)との間に有意な関係性が認められた。残差を算出したところ、利用者数が多い施設(|残差|=2.02 : p<0.05)、職員一人当たりの利用者数が多い施設(|残差|=2.36 : p<0.05)、身体に障害のある利用者がある施設(|残差|=2.86 : p<0.01)において本設問項目を選択する施設が多くなる結果が得られた。

iii. 森林活動促進の条件(Q18)

表—5 に検定結果と残差の算出結果を示す。「障害者に配慮した施設づくり」は利用者数(カイ二乗検定 : p<0.05)、職員一人当たりの利用者数(カイ二乗検定 : p<0.05)、身体に障害のある人の在・不在(カイ二乗検定 : p<0.01)との間に有意な関係性が認

められた。残差を算出したところ、障害者に配慮した施設づくりと利用者数では、利用者数が多い施設にこれを選択する施設が多く、利用者数が少ない施設ではこれを選択する施設が有意に少ない結果が得られた（|残差|=2.32:p<0.05）。また、障害者に配慮した施設づくりと職員一人当たりの利用者数では、一人当たりの利用者数が多い施設にこの事項を選択する施設が多い結果が得られた（|残差|=2.23:p<0.05）。さらに、障害者に配慮した施設づくりと身体に障害のある人の在・不在との組み合わせでは、身体に障害のある利用者がある施設にこれらの事項を選択する施設が多い結果が得られた（|残差|=2.61:p<0.01）。

表-5 森林活動促進の条件

		利用者数			職員一人当利用者数			身障者在・不在		
		少	多	p	少	多	p	在	不在	p
施設 づくり	選 択	43 (-2.32)	71 (2.32)	*	25 (-2.23)	89 (2.23)	*	62 (2.61)	52 (-2.61)	**
	非選 択	22 (2.32)	15 (-2.32)		15 (2.23)	22 (-2.23)		11 (-2.61)	26 (2.61)	
ボラン ティア	選 択	25	40	ns	19	46	ns	26	39	ns
	非選 択	40	46		21	65		47	39	
プロ グラム	選 択	23	38	ns	28	62	ns	37 (-2.16)	53 (2.16)	*
	非選 択	42	48		12	49		36 (2.16)	25 (-2.16)	

○ 有意性、検定の方法、調整された残差については表-3と同様

一方、「障害者の森林体験を支援するプログラムづくり」は、身体に障害のある人の在・不在との間に有意な関係性が認められた(カイ二乗検定:p<0.05)。残差を算出したところ、身体に障害のある利用者がない施設にこれらの事項を選択する施設が多い結果が得られた(|残差|=2.16:p<0.05)。

(4) 研究目標に関する検討・考察

本研究の目的である、施設状況の違いに基づく森林活動への要望事項の差異と障害者のための森林活動実施を促進するための方策の検討を進めるには、①森林での療育活動への関心と各施設の属性の関係性、②森林活動の実施状況と各施設の属性との関係性、③森林内の諸設備(ハード面)への要望と身体障害を持つ利用者の存在との関係性、④森林活動促進に係る条件と施設属性の関係性について検討を行うことが適切と考える。以下、上記4点に関して検討・考察する。

i. 森林を活用した療育活動への関心と各施設の属性

本項目は、単純集計並びに表-3の結果から検討・考察が可能である。森林活動への関心の有無(Q7)については、単純集計において77.6%の施設が「関心がある」と回答

しており、さらにクロス集計表を用いた分析においても施設属性の各項目との間に有意な関係性は認められなかった。よって、本アンケート調査記録においては対象とした施設からの森林を活用した療育活動への関心は高く、森林を活用した療育活動への関心は各施設の属性に関わらず高いと考えることができる。

ii. 森林活動の実施状況と各施設の属性との関係性

本項目は、単純集計並びに表-3の結果から検討・考察が可能である。

森林活動の実施の有無(Q10)については、屋外活動を実施している施設(88.5%)のうちの85.5%、即ち、全体の75.7%の施設が森林活動を実施ありと回答していた。しかし、クロス集計表を用いた分析においては、職員一人当たりの利用者数と森林活動との実施状況との間に有意性が認められ、特に、職員一人当たりの利用者数が少ない施設では森林活動の実施が少ないことが示唆されたことから、森林を訪れる活動の実施状況は、施設の属性と関係性を有すると考えることができる。

iii. 森林内の諸設備(ハード面)への要望と身体障害を持つ利用者の存在

本項目は、表-4の結果から検討・考察が可能である。

クロス集計表の分析結果では設問項目として提示した「路面状態」「段差」「傾斜」「トイレの不足」の各項目において身体に障害のある利用者がある施設からの要望が有意に多かったことから、森林内に整備されている諸設備への要望は身体に障害のある利用者がある施設においてより高いと考えられる。

iv. 森林活動促進に係る条件と施設属性の関係性

本項目は、単純集計並びに表-5の結果から検討・考察が可能である。

障害者の森林利用促進に求められる事柄(Q18)には、単純集計では「障害者に配慮した施設づくり」が75.0%と最多であった。しかし、クロス集計表を用いた分析においては「障害者に配慮した施設づくり」の設問項目は、利用者数、職員一人当たりの利用者数、身体に障害がある利用者の在・不在との間に有意性が認められたが、「障害者の森林体験を支援するプログラムづくり」においては、身体に障害のある利用者がない施設(即ち、利用者の障害が知的障害だけの施設)にこれらの事項を選択する施設が有意に多い結果が得られたことから、障害者のための森林活動の促進に求められる条件は、施設が療育を行っている利用者の障害の状況等に応じて異なると考えられる。

(5) 総合考察

既往研究(第2章)においては、知的障害者施設における森林作業の効果として利用者の身体能力やコミュニケーション能力の向上、精神的状態に落ち着きをもたらされたこと、生活リズムの向上・改善などの有効性が示されていた。本調査記録に回答を寄せた施設には知的障害者施設が多かったが、知的障害は「記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態」(文部科学省, 2012)¹²⁾と定義づけられ、その課題は、知的機能の発達の遅れに起因する適応行動の困難性と捉えられることから、こうした課題への効果が期待できる森林を活用した療育活動への関心が高まった

ことが項目 i に係る結果の背景要因と考えられる。

近年の障害者施設においては利用者の障害の重度化が指摘され(朝貝ら, 2003 長谷部ら, 2005 工藤ら, 2007)²³⁾³⁹⁾、加えて障害者数自体も増加していることから(田口, 2002)¹⁸⁾、利用者に提供される福祉的サービスは多岐に渡り、多くの利用者を限られた人数の職員で支援する状況が想定される。項目 ii の検証においては職員一人当たりの利用者数が多い施設において森林での活動をより多く実施しているとする結果が得られ、施設の状況と森林活動の実施状況に一定の関係性が認められた。利用者数や身体の障害のある利用者の在・不在との間には関連性が認められなかったことから、当該施設に共通する工夫や取組み、支援体制などの構築によって森林活動が進められていることが考えられる。この点については今後の課題としたい。

ADL(Activities of Daily Living)は、一人の人間が独立して生活するために行う基本的かつ毎日繰り返される一連の身体的動作と定義され(千野ら, 2010)¹⁹⁾、ADL スキルの低下は障害者の在宅での生活を阻害するなど、障害者の社会生活に大きな影響を与える事態である。また、ADL スキルが向上することにより周囲の人たちによる介助の度合いは減少し、生活上の自由度が拡大することから、障害者本人の生活の質 (QOL:Quality of life) の向上にもつながる(伊藤, 2002)⁵⁾。さらに、外出先での支援や介助が円滑に成される配慮は障害者本人の心理的負担を軽減し、外出を楽しむ「気持ちのゆとり」を生み出すことにつながる。項目 iii の背景要因としては以上の点が考えられるが、森林空間の諸設備の向上は身体に障害のある利用者にとってのみ必要性が高いこととはいえない。なぜなら、知的障害の場合にも協応動作等に課題を抱え、身体の巧緻性に問題を有する利用者が存在すること(伊勢田, 2003)⁴⁾、家庭内では自立している ADL スキルが外出先ではできない自閉症児の事例(大野呂, 2005)¹⁵⁾などの報告があり、身体に障害のある利用者と同様、知的障害者に対しても ADL スキルに関わる支援や介助を行いやすい環境づくりが求められる。

森林活動を障害者のために広め、促進していくための方策としては「障害者に配慮した施設づくり」への要望・関心が高く、この命題は基底的と捉えられる。しかし、森林活動には、「他者への思いやり」の基礎となる「自己表現・相互理解・協力・支援といった態度の醸成」(向坊ら, 2005)⁷⁾、『想像性・創造性・主体性・課題遂行能力・社会性・問題解決能力』など豊かに生きていくために必要な感性や力(黒澤ら, 2009)¹⁰⁾、「身体・生理的な効用」(上原, 2001)²¹⁾など、障害者の適応行動の発達促進に有効と考えられる場面が含まれる。これら各場面を楽しみながら経験するには、活動目的、テーマ、安全などへの配慮が計画的に施されたプログラムが有効であることから、特に、身体に障害のある利用者がいない施設からプログラムの作成に関心が高まったことが項目 iv に係る結果の背景と考えられる。

先に示したノーマライゼーション思想の浸透とその後の施策展開により、障害者が健常者と同様に社会参加を営むための動きが顕在化しつつあるところである。しかしながら、森林を活用した余暇活動への障害者の参加促進を図るには、考察・検討で示した森林空間のハードに係る課題(「物理的な障壁」の撤廃)や森林を楽しむためのソフトに係る課題(「文

化・情報面での障壁」の撤廃)のほか、森林空間に関する施設への情報提供、障害者への正しい理解を持ち森林活動を支援する指導者の育成など、森林活動への参加を図る上で障壁となり得る事柄を多角的に検討し、これらの撤廃について検討を進める必要性が高いと考えられる。

2. 小 括

本章では、1)施設状況の違いに基づく森林活動への要望事項の差異を明らかにするとともに、2)障害者のための森林活動実施を促進する方策の検討を目的に、筆者が2002年度に実施したアンケート調査記録の集計・分析を行った。集計結果の考察・検討から、①森林を活用した療育活動への関心は各施設の属性に関わらず高い、②森林を訪れる活動の実施状況は、施設の属性と関係性を有する、③森林内に整備されている諸設備への要望は身体に障害のある利用者がいる施設においてより高い、④障害者のための森林活動の促進に求められる条件は、施設が療育を行っている利用者の障害の状況等に応じて異なる、とする結果が得られた。

これらの結果は、施設側の森林活動への関心の高さが示される一方、その実施実態は各施設の状況と強く関連していること、また、活動の促進策はADLを支援するハード面の整備充実が基底的であるが、ソフトの充実も同時に求められていることを示すものと考えられる。特に、ハードやソフトの充実にはこれを担う人材が必要不可欠となるが、この点については、上原が指摘するように、森林の知識と同時にカウンセリングマインドや障害者への理解・経験を有する人材が将来的に必要となるが(上原, 2006)²²⁾、現時点においては、森林林業関係者が障害者や施設関係者と共に森林に赴き、森林活動のための森林の使い方や安全管理、森林を活用したプログラムに係る情報提供や実践を通じ、障害者のための森林活動のあり方について共に考える取り組みを進めることが最も効果的と考えられる。

個人差の問題を含めて考えた時に、利用者の障害の状況は単一・複数の場合を問わず、非常に複雑であることは想像に難くない。こうした中で、多くの障害者施設が森林活動に関心を示し、行事や日常を通じて実践しているとする結果が本研究により得られた。しかしながら、その実状は、年に数回程度の「行事」「レクリエーション」として森林に出かけることが未だ中心であり、森林やみどりに恵まれた環境にありながら施設周辺の森林が活用されていないとも捉えることができる。周辺に豊かな森林が存在しても、1)地理地形的条件や所有権等の社会的要因から物理的に森林に入ることが難しい、2)敷地内に森林を所有しているがその活用が進んでいない、3)施設利用者の障害が重い場合安全管理の面から森林活動がためられる等、各施設の状況に応じて森林活動が進まない事情も多様であると考えられる。この点については、各施設周辺の森林やみどりの状況とその利用に係る調査研究がさらに求められる。

施設職員は典型的なヒューマンサービス従業者といえる。閉鎖的になりがちな施設での生活は利用者に大きな影響を与えるが、そうした環境の中、毎日を利用者と共に過

す施設職員にも影響が及ぶことから職員が抱えるストレスも問題視されている(長谷部ら, 2005 重岡, 2008)³⁾¹⁶⁾。こうした点を踏まえると森林活動は、利用者ばかりではなく施設職員の心身にも良い影響を与えることが副次的に期待できる。発達障害を抱える人たちのための施設職員を対象とした過去の調査事例においては、利用者と共に野山活動(自然観察や森林浴など、自然に積極的に親しむ活動)は利用者だけではなく職員自身の気持ちや情緒にも良い影響をもたらすことが確かめられており(Uehara et. al 2000)²⁰⁾、職員の心身の改善を通じた利用者の処遇・療育の改善が図られることが期待される。

以上の点を踏まえ、利用者を受け入れる森林にあつては、これまでに示した障害者福祉サイドからの関心や期待を踏まえ、ADLを支援する諸設備の質的・量的整備と共にソフトによるサービス提供のあり方について改善と充実を進めていくことが急がれる。また、こうした課題は、障害者福祉と森林林業に係る問題とを合わせて考えなければならず、両関係者による交流や意見・情報の交換が必要不可欠である。

本調査の実施については、北海道保健福祉部並びに北海道内の障害者施設の皆様から多大なるご協力を頂いた。ここに深く感謝の意を表する。

引用文献

- 1) 安藤 忠(1992)障害者と文化活動, リハビリテーション研究 72:2~8.
- 2) 朝貝芳美・渡辺泰央(2003)脳性麻痺児粗大運動に対する集中訓練の意義, リハビリテーション医学 40:833-838.
- 3) 長谷部慶章・中村真理(2005)知的障害者施設職員のバーンアウト傾向とその関連要因, 特殊教育研究 43(4):267-277.
- 4) 伊勢田 亮(2003)知的障害児の動作模倣能力の発達と演劇的表現(1), 日本福祉大学社会福祉学部・日本福祉大学福祉社会開発研究所『日本福祉大学社会福祉論集』, 第108号:17-30.
- 5) 伊藤 浩(2002)成人期重度知的障害者におけるADLスキルと知的機能との関係に関する研究-指導プログラム作成システムを構築するための基礎研究-, 発達障害支援システム学研究第2巻第1号:24-37.
- 6) 堅田明義・梅谷忠勇(1998)知的障害児の発達と認知・行動, 田研出版, 東京, 207pp.
- 7) 向坊 俊・城後 豊(2005)キャンプ体験が児童の思いやりに与える影響-, 「森の体験キャンプ」に着目して-, 北海道教育大学紀要(教育科学編)第55巻第2号:19-26.
- 8) 厚生労働省(2008)ぬくもりのある日本, みんなが隠れた才能をもっている-障害のある人たちが創造するアート-, 障害者アート推進のための懇談会報告書:32pp.
- 9) 工藤俊輔・高橋恵一・那波美穂子・安田智子(2007)肢体不自由養護学校における理学療法士・作業療法士の役割-父母の意識調査を通して-第2報, 秋田大学医学部保

- 健学科紀要 15(1):36-43.
- 10) 黒澤 毅・林 綾子(2009)森林環境を活かしたアドベンチャープログラムの開発, びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要第5号:83-99.
 - 11) 宮林茂幸(1993)森林レクリエーションとむらおこし・やまづくり, 社団法人全国林業改良普及協会, 東京:273pp.
 - 12) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2012) 平成23年度特別支援教育資料4それぞれの障害に配慮した教育, 文部科学省HP, http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1322973.html (2013年6月現在).
 - 13) 内閣府(2012)平成24年度版障害者白書, 佐伯印刷, 東京, 323pp.
 - 14) 中村友香・古谷勝則・赤坂 信(2005)東京都内の知的障害者更生施設における里山利用の実態, 千葉大園学報, 第59号:39-45.
 - 15) 大野呂浩志(2005)学校のトイレに忌避行動を示す自閉症児に対するトイレ指導, 岡山大学教育実践総合センター紀要第5巻:159-171.
 - 16) 重岡 修(2008)知的障害者施設において虐待が発生する背景, 山口県立大学社会福祉学部紀要第14号:11-25.
 - 17) 総理府内閣総理大臣官房内政審議室(1996)平成7年度版障害者白書, バリアフリー社会をめざして, 大蔵省印刷局, 東京, 340pp.
 - 18) 田口健太郎(2002)札幌市における保健福祉総合情報システム構築の取り組み, UNISYS TECHNOLOGY REVIEW 第75号:61-77.
 - 19) 千野直一・木村彰男(2010)リハビリテーションレジデントマニュアル第3版, 医学書院, 東京, 544pp.
 - 20) Uehara I, Gabriel M(2000) Instructing staff's estimation about outdoor activities at a treatment institution for development disabilities, -A case of a rural institution in Nagano Prefecture-, 中森研 No. 48:89-92.
 - 21) 上原 巖(2001)森林を利用したカウンセリング効果①, 現代林業 9:50-53.
 - 22) 上原 巖(2006)森林の持つ保健機能の新たな活用の方向性「森林療法」の可能性を考える, 森林科学 48:4-8.
 - 23) 安井友康(1999)地域におけるネットワーク形成と障害者の余暇活動ー北海道における余暇・スポーツ活動を通してー, 年報いわみざわ初等教育・教師教育研究 20:69-76.